

法科大学院認証評価

自己評価書

信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻

平成26年6月

信州大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	4
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	23
	第4章 成績評価及び修了認定	31
	第5章 教育内容等の改善措置	50
	第6章 入学者選抜等	53
	第7章 学生の支援体制	70
	第8章 教員組織	78
	第9章 管理運営等	90
	第10章 施設、設備及び図書館等	95
	第11章 自己点検及び評価等	98

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
信州大学大学院法曹法務研究科・法曹法務専攻
- (2) 所在地
長野県松本市旭 3-1-1
- (3) 学生数及び教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）
学生数 36 名
教員数 15 名（うち実務家教員 3 名）

2 特徴

信州大学大学院法曹法務研究科(以下、「信州大学法科大学院」という。)は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、そして「つねに良き隣人たれ」を掲げる。そして、要請する基本的な法曹像を設定した上で、それに適した教育課程を編成している。すなわち、第 1 に、地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第 2 に、経済活動を理解し、企業経営およびその健全化に対応できる法曹、第 3 に、地域固有の問題について、理解・分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という 3 つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目において信州大学法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している。

教育課程の特徴としては、①基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うこと、②少人数教育を含め、1 年次に民法の基礎教育を徹底すること、③法律実務基礎科目を 20 単位開設し、その中には複数の実務家教員が担当することによって少人数教育の充実を図っている科目があること、④刑事模擬裁判、民事模擬裁判が法律実務基礎科目の必修科目において実施されていること、が挙げられる。

そして、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

これら授業科目の展開については、長野県弁護士会と信州大学との協定に基づき、同会から幅広い協力を得ており、法律実務基礎科目を担当する実務家教員の派遣、模擬裁判の実施、「ロークリニック」などの実務教育が充

実している。さらには、長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会による自主ゼミ支援や講演会開催等の支援を受けている。

修了生に対するサポートとしては、法務学修生制度が設けられており、法務学修生として受入を認められた修了生(29 名)には、自習室の専用机が提供され、判例データベースや自習室内の図書の利用が認められており、司法試験受験の準備のため、多くの修了生がこの制度を利用している。

なお、信州大学は、平成 26 年 2 月、信州大学法科大学院の平成 27 年度からの入学者募集停止を決定している。

Ⅱ 目的

1 教育の理念、目的と養成しようとする法曹像

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、「つねに良き隣人たれ」の3つを、教育の目的として、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げる。そして、これらは法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。

このような教育の理念と目的を具体化するために、養成する具体的な法曹像として、①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる法曹、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹の3つのタイプを想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。

2 教育課程の基本方針と構成及び特色

信州大学法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的發展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に修得させ、法律実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、そのすべてを1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を修得できるように配慮している。また、「民法入門演習1」（1年次前期配当）において、法の適用・解釈とは何か、判例をどう読んだらよいか、といった法律学の学習に関する基礎的な指導を行い、「民法入門演習2」（1年次後期配当）においては、平易な事例問題を取り上げ、レポートを作成させることで、法律的な考え方にに基づき、法律文書を作成するための基本的な能力を養成している。

法律実務基礎科目は、2年次以降に開講されており、民法などの法律基本科目を学習した上で履修できるように配慮されている。法律実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感および倫理観の涵養に努めるとともに、具体的な事案に即した法的思考、法律文書作成能力の養成に努めている。また、刑事模擬裁判、民事模擬裁判が法律実務基礎科目の必修科目において実施され、学生全員が模擬裁判に参加し、実践的な体験を通じて法律実務を理解できる配慮がなされている。そして、ロークリニックにおいて地元の法律事務所に学生を受け入れてもらっており、また、模擬裁判には多数の長野県弁護士会の若手弁護士が関与するなど、同会による強力な支援のもとで、学生が現役の地域法曹と接触する機会が多く設けられているという特徴がある。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、1) 研究

者教員が法理論を中心に行う授業、2) 実務家教員が実務を中心に行う授業、3) 研究者教員と実務家教員が合同して行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、法律実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習1、2」の2科目は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。

また、成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、併せてGPA (Grade Point Average) に準じた方式の採用により厳格な修了認定を行うこととしている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、そして、「つねに良き隣人たれ」の3つを掲げている。

そして、この理念の下に、教育の目標として次の4つを明示する。すなわち、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成、である。

以上のような教育の理念および目標を具体化するために、信州大学法科大学院は、養成する具体的な法曹像として以下の3つのタイプを想定したうえで、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。3つのタイプとは、①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する「市民法曹タイプ」、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる「企業ビジネス法曹タイプ」、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた「地域密着・政策志向法曹タイプ」である。【解釈指針1-1-1-1】《別添資料1：パンフレット、別添資料2：学生募集要項》

上記のように明示された教育の理念および目標ならびに具体的な法曹像については、ホームページ（平成17年5月に開設）およびパンフレット・学生募集要項等を通じて、信州大学法科大学院の教職員および学生に周知されるとともに、広く学外に発信・公表されている。また、上記3つのタイプごとの履修モデルが、学生便覧において学生に参考提示されることで、学生各々がどのような法曹像を志向するのかを認識したうえで、履修計画を立てられるよう工夫されている。

また、信州大学法科大学院のディプロマ・ポリシーは、この3つのタイプに基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、修了に必要な要件を満たした者に法務博士（専門職）の学位を授与するとしており、このディプロマ・ポリシーはホームページや学生便覧等で周知されている。【解釈指針1-1-1-2】《別添資料1：パンフレット、別添資料2：学生募集要項、別添資料4：学生便覧 p12, p35》

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2に係る状況)

基準 1-1-1 において示した教育の理念と目標を具体化するために、信州大学法科大学院では、養成する具体的な法曹像として以下の3つのタイプを想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。3つのタイプとは、①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する「市民法曹タイプ」、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる「企業ビジネス法曹タイプ」、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた「地域密着・政策志向法曹タイプ」である。

このうち、①のタイプは、標準的な弁護士を想定したものであり、このタイプを志向する学生は、市民生活レベルでの法の支配を実現するために、市民生活において頻繁に発生が想定される種々の法的紛争・法的問題を適時・的確に発見し、対処できる能力を修得するための履修が求められる。②のタイプは、企業経営者のアドバイザーとしての弁護士を想定したものであり、このタイプを志向する学生は、経済システムや関連法分野に対する理解と学識に基づき、企業の健全な活動に資する的確な助言ができる能力、あるいは最新の科学技術に対する知見を背景として、社会の技術革新や企業の技術開発に伴う新たな法的問題を解決できる資質を修得するための履修が求められる。また、③のタイプは、地方自治体や地域中小企業が抱える法律問題を解決できる地域法曹を想定したものであり、①とはやや異なり、地方自治法等の履修が求められる。

これら3つのタイプごとに履修モデルが学生に提示されており、学生は各々が志向する法曹像に即し、履修計画を立てることが可能である。《別添資料4：学生便覧 p12》

そして、信州大学法科大学院は、この3つのタイプに基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、修了に必要な要件を満たした者に法務博士（専門職）の学位を授与するとしている。《別添資料4：学生便覧 p35》

信州大学法科大学院修了者の進路等の主な状況は、以下の通りである。

修了年度	司法試験合格	合格者の進路内訳	公務員	民間企業	その他(就職)	法務学修生
平成 19 年	1	長野県弁護士会 1	6	3	大学職員 1	—
平成 20 年	8	長野県弁護士会 4 他県弁護士会 2 司法修習 1 公務員 1	5	2		—
平成 21 年	5	長野県弁護士会 1 他県弁護士会 3 その他 1	3	3	行政書士 1	—
平成 22 年	5	長野県弁護士会 5	3	2	大学職員 1	6
平成 23 年	2	司法修習 2	5			5
平成 24 年	1	司法修習 1				8

※本学で把握しているもののみ記載した。

現在、22名の修了生が司法試験に合格し、その中で11名が弁護士として長野県内の法律事務所に身を置いて活躍している。また、22名が国、都道府県、市町村、裁判所において公務員として働いている。大学職員となった2名は、法科大学院を卒業したことが採用の条件であり、法的知識を大学運営の場に生かしている。信州大学法科大学院が掲げた教育の理念および目標が、信州大学法科大学院の教育を通じて、ある程度達成されているといえる。【解釈指針：1－1－2－1】

2 特長及び課題等

信州大学法科大学院の特長としては、長野県弁護士会との密接な連携が挙げられる。

信州大学法科大学院は、教育の理念および目標ならびに具体的な法曹像を実現するために、その実践方法として、長野県弁護士会と協定を結び、密接に連携・共同することを通じて、実践的な法曹教育に深く関与している。長野県弁護士会は、法曹自らの手による自らの後継者養成を目指しており、この理念と信州大学法科大学院の理念等とが結びついて、多様な協働関係が構築されている。まず、長野県弁護士会に所属する6名の弁護士が法曹実務家教員(常勤)として信州大学法科大学院に所属し、教育・学内行政に携わっている。また、民事・刑事の模擬裁判にあたって若手弁護士を中心にチューターを派遣してもらい、ロークリニックでも地元の法律事務所において学生を受け入れての実務指導が実施されている。さらに、長野県弁護士会は、法科大学院設立の理念を果たすために、ロースクールバックアップ委員会を設置して、中堅弁護士やロースクール出身の若手弁護士を中心に、ボランティアで積極的なバックアップにあっている。その内容を具体的に挙げれば、学生に対しては、自主ゼミや答案添削指導などのほか、質問・相談を受け付ける専用メールアドレスを設け、メーリングリストで委員に転送し、委員が学生への回答をするといった支援がある。教員との関係では、同会委員長と進路強化委員会の教員との間で、学生指導に関する協議の場を設けている。《別添資料7：長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会チラシ、別添資料8：進路強化委員会報告書》

信州大学法科大学院を修了し、司法試験に合格した22名のうち司法修習を終えた者は17名であるが、そのうちの6割を超える11名が長野県弁護士会に登録している。このように地域への定着率が非常に高く、合格者の多くが長野県内において地域法曹として活動しているに至っているのは、このような長野県弁護士会による関与の成果である。多数の弁護士と学生とが頻繁に顔を合わせられる環境にあり、学生においては、地域法曹の仕事ぶりを実際に知ることができ、地域法曹への途を選ぶ動機付けとなっていると考えられる。また、弁護士においても、その学生がどんな人物か、どんな適性をもっているかを容易に知り得るため、学生に対して就職に関する適切なアドバイスのみならず、勤務弁護士を募集している法律事務所への紹介がなされている。また、信州大学法科大学院の教員として関わった弁護士が直接雇用するケースもある。司法修習を修了後、長野県内で就職を希望した者全員が長野県内の法律事務所に就職できているのは、学生と弁護士との距離が近い信州大学法科大学院の特徴によるものと考えられる。

一方、司法試験合格率が低迷しており、そもそも十分な数の法曹を輩出できていないことが課題である。信州大学法科大学院としては、この課題を深刻に受け止め、演習における実践的な事案処理の教育に力を入れるため、カリキュラムの改訂等を行ってきたが、その成果が司法試験合格率に表れている状況ではないといえる。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

信州大学法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。《別紙様式1：開設授業科目一覧》

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に法律実務基礎科目の教育を行い、さらに法律実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に修得させ、法律実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、民法1から民法7のすべて(14単位)を1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を修得できるように配慮している。

法律実務基礎科目は、2年次以降に、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法を学習した上で履修できるように配慮して開講している(たとえば、「民事裁判実務の基礎」は、「民事訴訟法1」、「民事訴訟法2」を受講した後に履修することとし、「刑事裁判実務の基礎」は、「刑事訴訟法1」、「刑事訴訟法2」を受講した後に履修することとしている)。法律実務基礎科目を20単位開講し、12単位の修得を修了要件としている。法律実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感および倫理観の涵養に努めるとともに、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争や成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件紛争における事案の分析力、さらには民事・会社関係・刑事事件等の法律文書作成能力の養成に努めている。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、①研究者教員が法理論を中心に行う授業、②実務家教員が実務を中心に行う授業、③研究者教員と実務家教員が合同して行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、法律実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習1」、「民商法総合演習2」、は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。たとえば、「法律学展開演習(ビジネスプランニング)」は、企業法務経験者の研究者教員が担当している。

また、基礎法学・隣接科目には、基礎法学科目として外国法や法史学に関する科目(たとえば「英米法」「法の創造と時代思潮)」の他、経済・経営に強い法曹を養成するため、

「法と経済」および「企業会計」を、科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成のため「法医学」を配置するとともに、展開・先端科目を32科目配置し、多様な学生のニーズに応えられる科目を展開している。【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針2-1-1-2】

基準 2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

授業科目として合計 82 科目 (164 単位) を開設している。また科目群として、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、および (4) 展開・先端科目の 4 科目群を設定し、前記授業科目は、これら 4 科目群のいずれかに分類している。《別添資料 3 : シラバス、別紙様式 1 : 開設授業科目一覧》

(1) 法律基本科目として、35 科目 (70 単位) を開設している。これらの科目を、さらに、「公法系」科目、「民事系」科目、「刑事系」科目に分類している。

「公法系」科目は、憲法科目として「憲法 1 (統治の基本構造)」「憲法 2 (基本的人権の基礎)」および「憲法基礎演習」の 3 科目 (6 単位)、行政法科目として「行政法 1 (行政法の基礎理論)」「行政法 2 (行政救済法)」「行政法演習」の 3 科目 (6 単位)、さらに憲法・行政法の総合科目として、「公法総合演習 1」「公法総合演習 2」の 2 科目 (4 単位) の合計 8 科目 (16 単位) を開設している。

「民事系」科目は、民法科目として「民法 1 (総則・物権 1)」「民法 2 (総則・物権 2)」「民法 3 (債権総論・契約 1)」「民法 4 (債権総論・契約 2)」「民法 5 (事務管理・不当利得・不法行為)」「民法 6 (担保物権・人的担保)」「民法 7 (親族・相続)」「民法入門演習 1」「民法入門演習 2」の 9 科目 (18 単位)、商法科目として「商法 1 (会社法 1・設立株式等)」「商法 2 (会社法 2・機関合併等)」「商法 3 (総則・商行為・手形)」の 3 科目 (6 単位)、民事訴訟法科目として「民事訴訟法 1」「民事訴訟法 2」および「民事訴訟法演習」の 3 科目 (6 単位)、さらに民法・商法の総合科目として「民商法総合演習 1」「民商法総合演習 2」の 2 科目 (4 単位)、民事系総合科目として「民事法総合演習」1 科目 (2 単位) を開設している (合計 18 科目 36 単位)。

「刑事系」科目は、刑法科目として「刑法 1 (刑法総論・各論 1)」「刑法 2 (刑法総論・各論 2)」「刑法 3 (刑法総論・各論 3)」および「刑法演習」の 4 科目 (8 単位) を、刑事訴訟法科目として「刑事訴訟法 1」「刑事訴訟法 2」および「刑事訴訟法演習」の 3 科目 (6 単位) を、また刑法・刑事訴訟法の総合科目として「刑事法総合演習 1」「刑事法総合演習 2」の 2 科目 (4 単位) を開設している (合計 9 科目 18 単位)。

いずれも、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基礎的な教育を行うことを意図している。【解釈指針 2-1-2-1】

- (2) 法律実務基礎科目として、10科目(20単位)を開設している。これは、「一般系」科目、「民裁系」科目、および「刑裁系」科目に分類される。

「一般系」科目として、「法曹倫理」および「ロークリニック」の2科目(4単位)を開設している。

「民裁系」科目として、「契約の実務」「家事事件の実務」「企業法の実務」「民事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」および「民事執行・保全の実務」の6科目(12単位)を開設している。

「刑裁系」科目として、「刑事裁判実務の基礎」および「刑事裁判実務」の2科目(4単位)を開設している。

以上の法律実務基礎科目は実務家教員(弁護士教員(裁判官の経験を有する弁護士を含む)、派遣裁判官教員、派遣検察官教員)ならびに実務経験を有する研究者教員(企業法務経験者)が担当しており、法律実務への導入を図るのにふさわしい教育内容としている。【解釈指針2-1-2-2】

- (3) 基礎法学・隣接科目として、基礎法学科目として外国法や法史学に関する科目(たとえば「英米法」「法の創造と時代思潮」)の他、経済・経営に強い法曹を養成するために、「法と経済」「企業会計」を開設し、科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成のため「法医学」を開設している。【解釈指針2-1-2-3】

- (4) 展開・先端科目として、社会の多様なニーズに対応すべく32科目64単位を開設している。特に、経営・経済に強い法曹を養成するための応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させる科目として、たとえば、「経済法」「知的財産法1」「知的財産法2」「国際取引法」「金融と法」「金融商品取引法」「現代商取引法」「民事執行法・民事保全法」および「倒産処理法1(破産・民事再生・会社更生)」「倒産処理法2(破産・民事再生・会社更生(展開))」などを開設している。また、これらの領域において法理論と実務との融合を図るために、たとえば「法律学展開演習(ビジネスプランニング)」や「倒産処理の実務」を開設している。

地域に貢献する法曹を養成するという視点からは、たとえば「地方自治法」「社会保障法」「消費者法」および「医療紛争法」などを開設している。また地域法曹として必要とされる法理論と実務との融合を図るために「法律学展開演習(子どもと法)」や「現代法特別講義(刑事司法の現代的課題)」「被害者と法」などを開設している。さらに、科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成のため「環境と法」「現代法特別講義(生命と法)」などを開設している。【解釈指針2-1-2-4】

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基礎的な教育を行うため、法律基本科目として、下記の分類の通り、35 科目 (70 単位) を開設している。

- ・「公法系」科目として、8 科目 16 単位 (必修科目 7 科目 14 単位、選択必修科目 1 科目 2 単位)
- ・「民事系」科目として、18 科目 36 単位 (必修科目 16 科目 32 単位、選択必修科目 2 科目 4 単位)
- ・「刑事系」科目として、9 科目 18 単位 (必修科目 7 科目 14 単位、選択必修科目 2 科目 4 単位)

法律実務への導入を目的とする法律実務基礎科目として、下記の分類の通り、10 科目 (20 単位) を開設している。

- ・「一般系」科目として、2 科目 4 単位 (必修科目 1 科目 2 単位、選択必修科目 1 科目 2 単位)
- ・「民裁系」科目として、6 科目 12 単位 (必修科目 2 科目 4 単位、選択必修科目 4 科目 8 単位)
- ・「刑裁系」科目として、2 科目 4 単位 (必修科目 1 科目 2 単位、選択必修科目 1 科目 2 単位)

基礎法学・隣接科目として、基礎法学科目として外国法や法史学に関する科目、経済・経営に強い法曹を養成することを意図した科目、法に対する理解を深めるための法学隣接分野の科目等、選択必修科目 5 科目 10 単位を開設している。

展開・先端科目として、経営・経済に強い法曹を養成するための応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させる科目、これらの領域において法理論と実務との融合を図ることを目的とする科目、地域に貢献する法曹を養成することを意図した科目、地域法曹として必要とされる法理論と実務との融合を図ることを目的とする科目、科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成のための科目等、32 科目 64 単位 (選択必修科目 28 科目 56 単位、自由選択科目 4 科目 8 単位) を開設している。【解釈指針 2-1-3-1】《別添資料 3 : シラバス、別紙様式 1 : 開設授業科目一覧》

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

法律基本科目の必修単位数は、公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位である。公法系科目の必修単位数は標準単位数 10 単位を上回っているが、これは公法系科目のうち、とくに行政法科目の重要性や教育効果に鑑みて、「行政法 1 (行政法の基礎理論)」「行政法 2 (行政救済法)」「行政法演習」「公法総合演習 1」8 単位を開設しているためである。また、民事系科目については、平成 23 年度・平成 24 年度は、平成 22 年度に法学未修者の法律基本科目の理解の確実化を図るための科目として追加充実させた「民法入門演習 1」をより拡張的に「法学入門演習」(2 単位)として一般系科目としたことから 32 単位を下回る結果となった。この間の学生の法律基本科目選択必修科目の履修状況において、民事系「民法総合演習」「民商法総合演習 2」のいずれかを大半の学生が履修しており、32 単位以上の民事系科目を実質履修する状況になっていたが、この状況は適切な状態とはいえず、この点について、平成 24 年 9 月の第 92 回研究科教授会で平成 25 年度から「法学入門演習」を従前の「民法入門演習 1」に戻し、「民法入門演習」を「民法入門演習 2」として民事系科目の必修単位数を 32 単位とすることとし、現在に至っている。

法律実務基礎科目の必修単位数は、「法曹倫理」「民事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」および「刑事裁判実務の基礎」の合計 8 単位である。その内訳は以下のとおりである。「法曹倫理」(2 単位)は、法律家としての使命、責任、職業倫理を涵養することを目的としたものであり、その教育内容の重要性に鑑みて、独立の科目として設定している。また、他の授業科目の授業全てにおいてもこのことに留意した教育が行われている。さらに、民事訴訟実務において要件事実論や事実認定論に関する基礎的理解を修得させる「民事裁判実務の基礎」(2 単位)、およびそれに引き続く内容を対象にすると同時に民事訴訟実務のより実践的な理解を修得させる「民事裁判実務」(2 単位)の 2 科目を開設している。加えて、刑事訴訟実務における事実認定論や基本的な訴訟手続に関する理解を修得させる「刑事裁判実務の基礎」(2 単位)を開設している。後二者の科目では、裁判実務の基礎を修得させる教育内容の一環として、模擬裁判も行うことにしている。

また、「ロークリニック」を開講している。これは、全 15 回講義中、当初 5 回分をいわゆるローヤリングにあて、それを踏まえて第 6 回以降の講義として、クリニックならびにエクスターンシップとして地元の法律事務所において、弁護士の指導監督の下に事件や法律相談の実際に立ち会いつつ、具体的事例に則して法律相談の実践的技法等を学ばせる科目である。さらに、訴状、答弁書および判決書の起案、冒頭陳述要旨、主尋問、反対尋問の事項書の起案等法文書作成を内容とする「民事裁判実務」「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」を必修科目として開設している。加えて、選択必修科目(4 単位を選択必修)ではあるが、経営・経済に強い法曹を養成するために、各関連する専門的訴訟領域の実務に関する科目として「契約の実務」「企業法の実務」および「民事執行・保全の実務」を、また、いわゆる地域法曹の養成に関わる専門的訴訟領域の実務に関する科目として「家事事件の実務」を開講しているほか、刑事に関するより実践的な実務

関連科目として「刑事裁判実務」を開設している。これらの科目のうち、「企業法の実務」「家事事件の実務」「刑事裁判実務」においても法的文書の基本的技能を修得させる教育内容を含んでいる。

加えて、新入生全員を対象として、年度当初において「法情報調査」を開講している（平成26年度は4月4日に実施）。「法情報調査」は、法令、判例および学説等の検索ならびに判例の意義および読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させることを内容とするものである（単位の認定は行わない）。この講座は、各授業科目において学生が法情報の調査の技法を実践するための基礎知識を提供しようとするものである。

基礎法学・隣接科目として、外国法、法史学などの基礎法学科目の他、経営・経済に強い法曹養成、科学技術の動向に対する知見を持った法曹養成、法曹として幅広い教養を修得することを目的とした科目を10単位開設し、うち選択必修科目として4単位修得することを修了要件としている。

展開・先端科目としては、基準2-1-2に係る状況の項に例示した科目を含めて合計64単位を開設しているが、重要度が高いと思われる科目56単位を選択必修科目として位置づけ、そこから12単位修得することを修了要件としている。

必修科目の学年配当については、民法科目は、他の多くの法律科目の基本となることから、そのすべてを1年次に履修することとし、他に憲法科目と刑法科目、さらに民事訴訟法科目ならびに刑事訴訟法科目の一部と商法科目の一部を1年次に履修することとしている（1年次の必修科目は38単位）。それ以外の法律基本科目の必修科目と法律実務基礎科目の必修科目は2年次に26単位、3年次に4単位を配当しており、無理のない段階的履修に資するような科目配当としている。

信州大学法科大学院では、養成する具体的な法曹像として①「市民法曹タイプ」、②「企業ビジネス法曹タイプ」、③「地域密着・政策志向法曹タイプ」の3つのタイプを想定し、以上のような科目を展開しているが、学生に対しては、これら3つのタイプごとの履修モデルが提示されている。この履修モデルにおいては、各年次において履修すべき科目も明示されており、学生は各々が志向する法曹像に即し、段階的な履修計画を立てることが可能となっている。《別添資料4：学生便覧 p24、別添資料3：シラバス、別添資料9：「法情報調査」配付資料、別紙様式1：開設授業科目一覧》

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

法律基本科目の必修単位数は、(1) 公法系科目 14 単位、(2) 民事系科目 32 単位、(3) 刑事系科目 14 単位である。

公法系科目の必修単位数は標準単位数 10 単位を上回っているが、これは公法系科目のうち、とくに行政法科目の重要性や教育効果に鑑みて、「行政法 1 (行政法の基礎理論)」「行政法 2 (行政救済法)」「行政法演習」「公法総合演習 1」8 単位を開設しているためである。

民事系科目については、平成 23 年度より、それまで「民法入門演習 1」としていた 2 単位分をより拡張的に「法学入門演習」(2 単位)として一般系科目としたことから 32 単位を下回る結果となった。もっとも、カリキュラム上は、選択必修科目として「民法法総合演習」「民商法総合演習 2」が存在し、大半の学生がいずれかを履修していることから、実質 32 単位を充足する状況になっていた。しかし、この状況は適切な状態とはいえ、この点について学務委員会に於いても継続的に検討してきたが、平成 24 年 9 月の第 92 回研究科教授会で「法学入門演習」を従前の「民法入門演習 1」に戻し、「民法入門演習」を「民法入門演習 2」として民事系科目の必修単位数を 32 単位とすることとした。これにより、一時的に民事系科目の必修単位数 32 単位を 30 単位としていた実情の改善を図った。

刑事系科目の必修単位数は標準単位数 12 単位を上回っているが、これは刑事系科目のうち、とくに刑法科目の重要性や教育効果に鑑みて、「刑法 1 (刑法総論・各論 1)」「刑法 2 (刑法総論・各論 2)」「刑法 3 (刑法総論・各論 3)」「刑法演習」の 8 単位を開設しているためである。《別添資料 4 : 学生便覧 p23、別添資料 3 : シラバス、別紙様式 1 : 開設授業科目一覧》

基準 2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目の必修単位数は、「法曹倫理」「民事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」および「刑事裁判実務の基礎」の合計8単位である。その内訳は以下のとおりである。

「法曹倫理」(2単位)は、法律家としての使命、責任、職業倫理を涵養することを目的としたものであり、その教育内容の重要性に鑑みて、独立の科目として設定しており、また、主担当の弁護士だけでなく、派遣検察官・派遣裁判官が非常勤講師として授業を分担し、法曹三者全体にわたる職業倫理を学ぶ配慮がなされている。また、民事訴訟実務において要件事実論や事実認定論に関する基礎的理解を修得させる「民事裁判実務の基礎」(2単位)、およびそれに引き続く内容を対象にすると同時に民事訴訟実務のより実践的な理解を修得させる「民事裁判実務」(2単位)の2科目を開設している。さらに、刑事訴訟実務における事実認定論や基本的な訴訟手続に関する理解を修得させる「刑事裁判実務の基礎」(2単位)を開設している。後二者の科目では、裁判実務の基礎を修得させる教育内容の一環として、模擬裁判も行うことにしている。

また、「ロークリニック」を開講している。この科目では、全15回講義中、当初5回分をいわゆるローヤリングにあてられ、法律相談等におけるスキルや法曹倫理を含む注意事項について学習する。それを踏まえ、第6回以降の講義は、クリニックならびにエクスターンシップとして地元の法律事務所において、弁護士の指導監督の下に事件や法律相談の実際に立ち会いつつ、具体的事例に則して法律相談の実践的技法等を学ぶことになる。さらに、訴状、答弁書および判決書の起案、冒頭陳述要旨、主尋問、反対尋問の事項書の起案等法文書作成を内容とする「民事裁判実務」「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」を必修科目として開設している。

さらに、選択必修科目(4単位を選択必修)として、経営・経済に強い法曹を養成するための実務科目として「契約の実務」「企業法の実務」および「民事執行・保全の実務」を、また、いわゆる地域法曹の養成に関わる実務科目として「家事事件の実務」を開設しているほか、刑事に関するより実践的な実務関連科目として「刑事裁判実務」を開設している。これらの科目のうち、「企業法の実務」「家事事件の実務」「刑事裁判実務」においても法的文書の基本的技能を修得させる教育内容を含んでいる。《別添資料3：シラバス》

加えて、新入生全員を対象として、年度当初において「法情報調査」を開講している(平成26年4月4日実施)。「法情報調査」は、法令、判例および学説等の検索ならびに判例の意義および読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させることを内容とするものである(単位の認定は行わない)。この講座は、各授業科目において学生が法情報の調査の技法を実践するための基礎知識を提供しようとするものである。【解釈指針2-1-6-1】《別添資料9：「法情報調査」配付資料》

基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目として、外国法、法史学などの基礎法学科目の他、経営・経済に強い法曹養成、科学技術の動向に対する知見を持った法曹養成、法曹として幅広い教養を修得することを目的とした科目を 10 単位開設し、うち選択必修科目として 4 単位修得することを修了要件としている。《別紙様式 1：開設授業科目一覧》

基準 2-1-8 : 重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目としては、基準 2-1-2 に係る状況の項に例示した科目を含めて合計 64 単位を開設しているが、重要度が高いと思われる科目 56 単位を選択必修科目として位置づけ、そこから 12 単位修得することを修了要件としている。そして、信州大学法科大学院が養成しようとしている 3 つのタイプの法曹像、すなわち①「市民法曹タイプ」、②「企業ビジネス法曹タイプ」、③「地域密着・政策志向法曹タイプ」について、学生は、タイプごとの履修モデルに沿った履修が可能となっている《別紙様式 1 : 開設授業科目一覧》

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

開設科目はすべて2単位としており、講義および演習について、教室における90分の授業を15回行うこととしている。

授業を行う期間として、1年を前・後期に分割し、1学期を原則として16週としている。各授業は、原則として15週間で行うものと、8週間(第1週から第7週は1週あたり2回の講義を開講し、第8週は1週あたり1回の講義を開講する)で行うものがある(いずれも定期試験期間を除く)。後者の形態の講義は、たとえば「民法1(民法総則・物権1)」「民法2(民法総則・物権2)」や「刑法1(刑法総論・各論1)」「刑法2(刑法総論・各論2)」のように、教育内容に鑑みて、同時的な並行履修よりも段階履修とした方がより教育効果が高まると考えられる科目について実施している。なお、休日等で15週又は8週に満たない科目および休講については、時間割に指定の他の日時に講義を行うことで補っている。《資料：単位等に関する規程》《別添資料4：学生便覧、別添資料3：シラバス、別添資料6：時間割、別添資料10：講義日程予定表、別紙様式1：開設授業科目一覧》

資料：単位等に関する規程

信州大学大学院法曹法務研究科規程(抜粋)

(平成17年3月17日信州大学規程第132号)

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実習については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

信州大学大学院学則(抜粋)

(平成16年4月7日信州大学学則第2号)

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
[国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)]
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第8章 教育課程

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(出典：信州大学大学院法曹法務研究科規程、信州大学大学院学則)

2 特長及び課題等

信州大学法科大学院の教育内容の特長は、養成する3つのタイプの法曹像を想定した上で、それに適した教育課程を編成している点である。すなわち、①良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する「市民法曹タイプ」、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化および企業経営の健全化に対応できる「企業ビジネス法曹タイプ」、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた「地域密着・政策志向法曹タイプ」を想定し、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目において信州大学法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している点である。

また、平成22年度、平成23年度の教育課程の改定に伴い、法律基本科目において、従来の段階的履修を発展させ、演習科目を増加して2・3年次に配当した。「公法総合演習2」「行政法演習」「民事法総合演習」「刑事法総合演習2」（これまでの「刑事法総合演習」（1科目2単位）から「刑事法総合演習1」「刑事法総合演習2」（2科目4単位）の配当とした）などがそれである。これにより、講義科目を履修することによって修得した知見を応用して問題発見能力、口頭・文章での表現能力を更に高めることが可能になった。

課題としては、展開・先端科目の開講科目数が挙げられる。現在、展開・先端科目は、選択必修科目28科目56単位、自由選択科目4科目8単位を開講しているが、修了要件単位数（選択必修12単位、自由選択4単位）に比し過剰であるとも思われる。各科目とも上記理念との関係で重要な位置を占める科目ではあるが、受講生が拡散してしまうことによって、受講生が極めて少なくなっている科目がある。演習における学生のレポーター担当者等の割り当てなどにも支障が生じており、また、学生定員・現員の減少に伴って履修登録者ゼロの科目も各年度あることから、今後の検討課題としたい。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

入学定員数の減少に伴い、18名以下での講義体制を原則とし、演習科目に限らず講義科目でも双方向的な密度の高い講義が十分に可能な状態である。再履修者を考慮に入れても最大で20名を越えることはなく(また現時点まで他研究科等からの履修者は存在しない)、双方向的・多方向的な密度の高い講義を行うのに支障はない。また、他専攻等の学生および科目履修生は現在まで1名も受け入れていない。【解釈指針3-1-1-1】

【解釈指針3-1-1-2】《別紙様式1：開設授業科目一覧》

適切な学生数の維持のため信州大学大学院学則の第12章科目等履修生、第13章研究生、第14章聴講生および第16章外国人留学生の規程において、入学に際しては必ず選考を経た上の許可制とし、第15章特別聴講学生および特別研究学生については、当該大学院等との協議に基づいた許可制とすることとしている。いずれの判断においても、信州大学法科大学院の教育研究に支障がないことを前提としている。また信州大学大学院学則には、他専攻の学生や科目等履修生等による法科大学院の授業科目の履修を認める制度があるが、法曹法務研究科規程には、これらの学生の受け入れ規定は置かず、法科大学院の専門性、少人数教育、双方向授業等の特殊性に鑑み、上記学生の履修受け入れは適さないと判断している。以上の方針は平成21年4月の第54回研究科教授会で確認した。【解釈指針3-1-1-3】《資料：法科大学院生以外の学生等の受け入れについて》

資料：法科大学院生以外の学生等の受け入れについて

○報告事項

1 学務委員会

標題について、学務チームリーダーより報告資料No.1により報告があり、他専攻科目履修生について、少人数教育の維持のため、信州大学法科大学院ではこれらは受け入れない旨、確認がなされた。

(出典：第54回研究科教授会議事録)

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

平成 26 年度の入学定員は 18 人であり、収容定員は 54 人となっている。在籍者数は、平成 26 年 5 月 1 日現在で、1 年次生 8 人（休学者・原級留置者を含む）、2 年次生（2 年コース 1 年次生を含む）11 人（休学者を含む）、3 年次生（2 年コース 2 年次生を含む）17 人（休学者・原級留置者を含む）となっている。《資料：在籍学生の構成》

各学年に配当された必修科目（法律基本科目および法律実務基礎科目）について同時に授業を行う学生数は、各年次生の休学者を除いた学生数（休学者を除いた学生数は、1 年次生 6 人、2 年次生 10 人、3 年次生 15 人）に、前年度に「不可」の成績評価を受けたため再履修している学生数を合わせた数であり、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行う観点から適切な規模に維持されている。【解釈指針 3-1-2-1】《別紙様式 1：開設授業科目一覧》

資料：在籍学生の構成

(収容定員：54 名)

	男子	女子	合計
1 年次生	8 名	0 名	8 名
2 年次生	9 名	2 名	11 名
3 年次生	13 名	4 名	17 名
合計	30 名	6 名	36 名

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

(出典：法科大学院作成資料)

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

- (1) 信州大学法科大学院の教育課程は、将来の法曹として実務に共通して必要とされる法的知識を学修する法律基本科目、さらに法曹としての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な知識を修得する法律実務基礎科目、法的知識およびこれとの関連性を有しその背景となる知識の修得を目標とする基礎法学・隣接科目、応用的先端的法領域についての知識を学修する展開・先端科目によって構成されており、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力および法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、各科目担当の教員が作成する講義レジュメならびに課題等、ふさわしい教材や具体的な事件記録を素材とする事案を使用し、各授業科目の性質に応じた授業方法をとっている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】《別添資料3：シラバス》

3年コース1年次の法律基本科目については、プロブレム・メソッド方式、討議形式という双方向・多方向的な討論を中心とした授業を基本としつつも、未修者に配慮し、適宜講義方式と併用することで、基本的な理解の修得を中心とした授業方法を採用している。2年次以降は、学生たちの基本的理解が徐々に得られていくことに鑑みて、演習科目の履修を増やし、授業形式の重点をプロブレム・メソッド方式、ケース・メソッド方式に移すものとしている。【解釈指針3-2-1-4】《別添資料3：シラバス》

法律基本科目および法律実務基礎科目の必修科目（ロークリニックを除く）においては、学生に課題（レポート）の作成を求めることによって、問題発見能力、調査能力、問題解決能力を養成するとともに、法的な論点の発見および論理の組み立て方、文章の作成方法などを指導することとしている。たとえば「法学入門演習」（平成23年度・平成24年度開講、1年次配当）ならびに「民法入門演習1」（平成22年度・平成25年度以降開講、1年次配当）については、23年度まで2クラス制とし、24年度以降は1クラスであるが平成24年度13名、平成25年度8名、平成26年度5名と少数であることから、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。すなわち、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示して、その課題に対する解答としてのレポートを提出させ、この

レポートの内容を授業日にクラス全員で議論する等、双方向的な授業を行っている。これらを通して、法概念の意味、条文の解釈方法、法律的文章の書き方、論理的な思考能力を養成している。また、法律実務基礎科目のうち、「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」は、平成25年度まで2クラス制とし（学生数の減少に伴い平成26年度より1クラス制とした）、添削指導を含め少人数教育を行うことによって、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基礎知識を応用する能力を養成し、実務に必要な法的思考能力を身に付けさせるようにしている。【解釈指針3-2-1-4】《別添資料3：シラバス、別添資料4：学生便覧 p4》

これによって、専門的な法知識の確実な修得を目指すと同時に、批判的な検討能力、創造的思考力、さらには事案に即した具体的な問題解決のための法的分析能力・議論能力の段階的な育成が図れるよう意図している。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

「ロークリニック」においては、関係法令の遵守や、知りえた情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠である。そのため、まず、「法曹倫理」を他の法律実務基礎科目の開始に先立って、3年コース2年次、2年コース1年次の前期に配当することで、法曹としての責任感、倫理観を最初に修得することとしている。つぎに、ロークリニックの第1回～第5回の講義においてローヤリングを実施し、その中で法曹倫理を含む注意事項を学生に周知徹底することとしている。さらに、ロークリニック受講学生規則において、学生の法令遵守義務や守秘義務を規定し、違反した学生は適切な懲戒手続に付すほか、受講学生には守秘義務等についての誓約書を提出させている。加えて、エクスターンシップにおいて、派遣先の指導担当弁護士が、受講学生による関連法令の遵守や守秘義務に関する適切な指導監督を行う体制としている。

また、ロークリニックの担当責任者を2人選任することで、学生の指導監督に関して派遣先の担当弁護士との緊密な連絡をとることを可能とし、エクスターンシップにおける成績評価については、ロークリニック担当教員が責任を持ち、派遣先からのエクスターンシップの状況に関する報告を加味して、科目修了試験と併せて評価することとしている。なお、ロークリニック受講学生は、派遣先から報酬を受け取っていない。

さらに、長野県弁護士会とロークリニックに関する協定書を締結し、派遣先の弁護士事務所の選定等について、長野県弁護士会と密接な協力関係を築いている。

【解釈指針3-2-1-5】《別添資料3：シラバス p74「ロークリニック」、別添資料11：ロークリニックにおける協定書、ロークリニック学生受講規則、誓約書、受入弁護士事務所一覧》

- (2) 全授業科目について統一形式のシラバスを提示している。そこでは、各科目について、講義の目的、講義の位置づけ、履修上の注意、さらに全15回の講義内容を詳細に提示している。成績評価の基準と方法も、学生便覧および各シラバスにおいて学生に周知している。《別添資料3：シラバス、別添資料4：学生便覧 p10》
- (3) 授業内容を学生が十分に理解できるように、授業時間外における学習を充実させる必要があり、授業時間割の作成に当たっては学生の自主的な学習時間の確保に配慮している。学生の自主的な学習を支援するために、各教員がオフィスアワーを設定している（基準7-1-1に係る状況を参照）。

また、各教員は、予習・復習の内容を詳細に指示するように工夫している。例

えは、シラバスにおいて、予習・復習の内容を事前に指示する場合があるほか、レジュメを事前に配布するか、又は、それをオンラインの学習支援システム（TKC）に掲載するなどの方法によって、予習・復習の内容を事前に詳細に指示するように工夫している。さらに、担当教員は、学習支援システム（TKC）上の掲示板や電子メールによっても質問を受け付けるなどの対応を行っているほか、オンラインの学習支援システムやデータベース（TKC）を採用して、学生が法律の勉強に必要な情報のデータベースにアクセスできるようにしている。《別添資料12：学習支援システム（TKC）画面》

各教員は、学生の理解度を把握するために、授業において、原則として課題・小テストを課すこととしており（基準4-1-1に係る状況を参照）、これにより学生の理解度をきめ細かく点検し、理解が不十分であると思われるところについては、とくに丁寧な説明を行うなど、学生の事前事後の学習を効果的に行うための措置がとられている。

学生の自主的な学習のための環境としては、法科大学院学生専用の自習室棟が建設され、学生は土日祝祭日を含めて年中24時間これを利用することができる。自習室には全学生数の仕切り付きキャレル（学習机）が設置され、集中して学習に取り組むことができる。また、すでに述べたように、オンラインの学習支援システムやデータベース（TKC）を採用しているが、自習室にはLAN端末を用意し、自習室棟において法律の勉強に必要なデータベースにアクセスすることができる。さらに自習室に使用頻度の高い図書を配架して（ローライブラリー）、授業時間外における自習を行いやすい物理的環境を整えている。

以上により、授業の効果を十分に上げられるような予習・復習をはじめとした授業時間外における学習を充実させるための措置を講じている。【解釈指針3-2-1-6】《別添資料4：学生便覧 p38、別添資料3：シラバス、別添資料10：講義日程予定表、別紙様式1：開設授業科目一覧》

なお、集中講義を実施しており、夏期休暇期間中に開講科目を最多3科目までの開講設定とし、学生の予習が十分に確保される日程とするほか、当該授業科目の内容を十分に理解して試験を受けることができるように、当該試験まで1週間以上の期間をとるなど配慮している。平成26年度の集中講義の日程は、「別添資料10：講義日程予定表」のとおりである。【解釈指針3-2-1-7】《別添資料10：講義日程予定表》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

履修登録上限は、集中講義も含めて1年次においては42単位、2年次においては36単位とし、3年次においては44単位としている。1年次においては36単位より6単位超過しているが、この6単位分は、法律基本科目である憲法(「憲法基礎演習」2単位)、民法(「民法入門演習1」2単位、刑法(「刑法3」2単位)であり、法学未修者の法律基本科目の理解の確実化を図るための科目として追加充実させたものである。【解釈指針3-3-1-1】《別添資料4：学生便覧p4》

また、3年次は法曹として社会に出る最終準備段階であり、特色ある法曹として社会で活躍するためにより実戦的な応用系・実務系科目として展開・先端科目64単位の中から履修できるように配慮し履修の可能性の拡大を図ったものである。【解釈指針3-3-1-2】《別添資料4：学生便覧p4、p24》

原級留置となった場合の再履修科目単位数はもちろん、取得単位のGPA値が1.50以上であることとする修了要件を充足するために可の成績をとった学生が同一科目を再履修する場合の科目単位数、および基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数のいずれも全て上記履修登録上限に含まれ、例外を認めていない。【解釈指針3-3-1-3】《資料：履修登録単位数》《別添資料4：学生便覧p4》

なお、信州大学大学院学則に基づく「長期にわたる教育課程の履修」制度は、信州大学法科大学院の教育体制が職業を有している学生を前提としていないことにより、採用していない。【解釈指針3-3-1-4】《資料：信州大学大学院学則第38条の運用に関する申し合わせ》

資料：履修登録単位数

○報告事項

1 学務委員会

標題について、学務チームリーダーより報告資料No.1により報告があり、また、「信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン」(学生便覧46ページ)に基づき認定された単位については、年間の履修登録上限に含まれる旨、確認がなされた。

(出典：第54回研究科教授会議事録)

資料：信州大学大学院学則第38条の運用に関する申し合わせ

平成21年6月26日教授会決定

信州大学大学院学則第38条所定の「長期にわたる教育課程の履修」（学生が標準修業年限（本研究科においては3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる）につき、本研究科では、これを認めないこととする。

（出典：学生便覧 p37）

2 特長及び課題等

信州大学法科大学院の教育方法の特長は、1 学年定員 18 名という少人数の学生を対象としているので、個々の学生に対してきめ細かな教育を行うことができることである。

また、信州大学法科大学院では、ロークリニックにおいて法律事務所のみならず、検察庁でのエクスターンシップを行っており、刑事事件の実際の実務を見聞することにより民事刑事事件両面に亘る理解を深めることに役立っている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

- (1) 成績評価の基準として、成績評価のランク分け、各ランクの分布の在り方等、成績評価における考慮要素について、以下のような準則を定めている。《資料：成績評価の準則》

資料：成績評価の準則

2. 成績評価の準則

- ① 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題、小テストの成績を50%、科目修了試験の得点を50%とし、その総合点を100点満点で換算し評価します。
ただし、法律基本科目については、授業中の質疑応答の内容、課題、小テストの成績を40%以下、科目修了試験の得点（中間試験を課す科目はその得点も含む）を60%以上とします。
- ② 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上90点未満を優、90点以上を秀とします。
- ③ 各成績評価の割合について、以下のガイドラインを設けます。
 - a) 秀は、成績上位概ね10%までとします。
 - b) 秀と優は、合わせて成績上位概ね35%までとします。
 - c) 少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとします。
- ④ 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目および実務基礎科目の必修科目については、これを遵守し、これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行うこととします。

（出典：学生便覧 p10）

たとえば、成績評価に関する準則①は、科目修了試験を行わない一部の授業科目や、演習科目等においては適用されず、各教員が科目の目的に沿った成績評価を行っている。また、成績評価に関する準則③は、履修者が少数の科目においては、機械的に適用するのは適切でないため、成績評価の割合に関するガイドラインの趣旨を尊重して成績評価を行っている（準則④）。

上記の成績評価基準は『学生便覧』において成績評価の方法として学生に周知している。すでに述べたように、成績評価に関する準則①は、演習科目等、授業科目の目的に沿って各教員が成績評価を行うことを妨げるものではないが、各教員が異なった配分を行う場合には、その旨をシラバスに明示することとしている。

【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】《別添資料4：学生便覧 p10、別添資料3：シラバス、別添資料5：評価別一覧表》

- (2) 成績評価についての説明を希望する学生のために、法科大学院内部の委員会である学生委員会（平成23年度まで学務委員会）を窓口とした「成績評価不服申立制度」を平成18年度から設けている（平成17年度に関しては遡及実施）。これは、成績評価に関して説明を求める学生からの申立書を学生委員会で受理し、当該教員に回答を求め、その回答を学生に通知する制度である。

また、科目修了試験採点の際の匿名性を確保するために、綴り穴で解答用紙を綴じることにより、学生の氏名・学籍番号等を見ないで採点できる体裁の解答用紙を採用している。【解釈指針4-1-1-3】《別添資料13：成績評価不服申立書、別添資料14：解答用紙、別添資料4：学生便覧 p11》

- (3) 科目修了試験を行った場合についての当該試験における成績評価基準については、各学期における成績配布と同時にこれをTKCに掲載することとしている（平成19年度から統一的に実施している）。

各授業科目の分布に関するデータは、各学期における成績配布と同時に1週間程度TKCに掲載することとしており、学生はこれを閲覧することができる（なお、個人が特定される可能性を考慮して、成績分布データの開示は、5名以上履修している授業科目について行うこととしている）。また、同データは履修者5名未満の科目を含む全科目について教授会において全教員に配布され関係教員間で情報の共有がなされている。【解釈指針4-1-1-3】【解釈指針4-1-1-4】《別添資料5：評価別一覧表》

- (4) 科目修了試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）は限定的な範囲で、かつ厳正な成績評価の下で実施されるように、以下のようなルールを定めている。

①再試験は、3年コース1年次配当の法律基本科目に限ってこれを認め、その他の科目についてはこれを行わないこととする。ただし、再履修の場合は、3年コース1年次配当の法律基本科目であっても再試験を行わないこととする。また、2年コース学生には再試験は認めない。

②再試験は、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ、これを行うものとする。ここに言う「一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者」については、当分の間、「100点満点中50点以上の者」がこれに該当する。

③再試験に合格した場合には「可」（60点）の成績評価を与えるものとする。

また、やむを得ない事情により科目修了試験を受験できなかった者に対して、厳格な手続要件を定めた追試制度を設けて追試試験を行うことにしている。すなわ

ち、①やむを得ない理由により受験できなかった学生は、「追試験申請書」にその理由を記入し、病気の場合は診断書、その他の場合はその理由を証明する書類を添付し、所定の期日までに法科大学院グループに提出すること、②学生委員会は、欠席理由を審査し、欠席理由が適正と判断した場合には追試験の実施を担当教員に依頼することとしている。

なお、再試験および追試験については、実施した科目修了試験の問題とは異なる問題を出題する旨、教授会等において継続的に確認している。平成20年度以降について、同じ問題を出題することは無かった。【解釈指針4-1-1-5】《資料：追試験・再試験について、資料：成績評価及び修了認定について》

資料：追試験・再試験について

5. 追試験

病気、怪我、交通機関の事故、忌引き等やむを得ない事情で科目修了試験を受験できなかった学生は、追試験を受けることができます。追試験の実施の手続は、以下のとおりです。

- ① 病気、怪我、交通機関の事故、忌引き等やむを得ない理由により科目修了試験を受験できなかった学生は、「追試験申請書」にその理由を記し、病気の場合は診断書、その他の場合はその理由を証明する書類を添付し、当該試験の実施日から1週間以内に法科大学院係に提出して下さい。
- ② 学務委員会は、欠席理由を審査し、欠席理由が適正と判断した場合には、追試験の実施を担当教員に依頼します。担当教員は、法科大学院係を通して、追試験の実施日等を学生に通知します。
- ③ 追試験は、各担当教員が実施します。ただし、非常勤講師の担当する授業科目については、学務委員会が行う場合があります。

6. 再試験について

- ① 再試験は、3年コース1年次配当の法律基本科目に限って認め、その他の科目については行いません。ただし、再履修の場合は除きます。また、2年コース学生には再試験は認めません。
- ② 再試験は、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ行います。ここにいう「一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者」については、当分の間、「100点満点中50点以上の者」がこれに該当することとします。
- ③ 再試験に合格した場合には「可」(60点)の成績評価を与えられます。

(出典：学生便覧 p10～p11)

資料：成績評価及び修了認定について

成績評価及び修了認定について

第56回教授会確認

- 成績評価における考慮要素について、シラバス等で明確になっていない科目に関しては、予め学生に連絡すること。
- すでに実施した科目修了試験の追試験を実施する場合は、後者は前者とは異なる問題により実施すること。
- 追試験受験者の成績評価における小テスト等の考慮要素によって、特段の理由なくすでに実施した科目修了試験受験者よりも不利益を受けないようにすること。

(出典：第56回研究科教授会議事録)

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

1年次から2年次、および2年次から3年次にそれぞれに関して、進級制度を採用している。また、2年コースでも進級制度を採用している。

1年次から2年次への進級については、法律基本科目 30 単位（1年次配当は 38 単位）を修得することが進級要件である。

2年次から3年次への進級については、2年次終了時点で、2年次配当の法律基本科目と法律実務基礎科目の 10 単位以上を含めた 64 単位以上を修得することが進級要件である。

2年コースにおける1年次から2年次への進級については、1年次終了時点で、法律基本科目と法律実務基礎科目の必修科目 24 単位以上を含めた 32 単位以上を修得することが進級要件である。

これらの要件については、学生便覧やガイダンスなどにおいて、また日常の講義中に折に触れて、学生に周知している。

上記の単位不足により原級留置となった者に対しては、既に修得した単位は、そのまま認め、不合格科目についてのみ再履修を認めている。ただし、信州大学法科大学院では、GPA 制に準じたポイント制（基準 4-2-1 に係る状況参照）を修了認定に必要な要件としていることから「可」の成績評価を受けた科目についても再履修を認めている。【解釈指針 4-1-2-1】【解釈指針 4-1-2-2】《別添資料 4：学生便覧 p9》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

- (1) 修了要件は、3年以上在学し、96単位以上を修得することに加えて、入学時からの履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと(平均成績値1.50以上)を要件とし、GPA制*に準じたポイント制を修了認定に必要な要件としている。【解釈指針4-2-1-2】

*GPA (Grade Point Average) 制に準じたポイント制

- ①各授業科目の成績評価をそれぞれの加重点(Grade Point)に置き換え、加重点を各授業科目の単位数を掛けた合計を、履修総単位数の合計で割ることによって算出した平均値が平均成績値となる。

平均成績値 = ((単位×加重点)の和) / (履修単位数の和(不可の単位数も含める。不受講は含めない。))

- ②各成績評価の加重点は、次のとおりとする。

秀：4 優：3 良：2 可：1 不可：0

- ③不受講はGPAに準じたポイント制対象科目としない。

- ④可の成績評価を受けた科目についても再履修を認める。

- ⑤授業科目を再履修した場合、累積の平均成績値の算出の際には最後の履修による成績評価及び単位数のみを算入するものとし、それ以前の成績及び単位数は算入しない。

- ア. 信州大学大学院学則第35条の2第1項は「教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。」と定め、同条第2項では「前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定める。

これを受けて、信州大学大学院法曹法務研究科規程第9条第1項は、「学生が大学院学則第35条の2第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続により、研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。」と定め、同条第2項は「前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて32単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱うことができる。」と定めている。

現在までに、同条に基づいて希望した者はいない。

- イ. 信州大学大学院学則第37条の2第1項は「法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業

科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定め、同条第2項では「前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。」と定める。

これを受けて、信州大学大学院法曹法務研究科規程第10条は、「大学院学則第37条の2の規定により修得したものとみなす単位については、研究科教授会の定めるところにより、これを行う。2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、再入学及び転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、第8条及び第9条の規定により研究科において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位(前条第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)までとする。3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。」と定めている。

現在までに、同条に基づいて希望した者はいない。

ウ. 修了要件は、3年以上在学し、96単位以上を修得することが必要である(信州大学大学院学則第42条の2)。それゆえに、93単位を3単位超えており、この超える部分の単位数3単位に限り30単位を越えることができることから、最大33単位までみなしうるところ、信州大学大学院学則第37条の4は、法学既修者につき「単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。」と規定している。【解釈指針4-2-1-1】《資料：修了要件に関する規程》

(2) 修了の認定に必要な修得単位数のうち、法律基本科目は64単位であり、そのうち、必修科目の公法系科目が14単位、民事系科目が32単位、刑事系科目が14単位、選択必修科目が4単位である。また、法律実務基礎科目は12単位、基礎法学・隣接科目は4単位、展開・先端科目16単位である。《資料：修了要件》

(3) 修了の認定に必要な修得単位数のうち、法律基本科目以外の科目の単位は32単位であり、修了要件単位数の3分の1に至っている。《資料：修了要件》

資料：修了要件に関する規程

信州大学大学院学則（抜粋）

（平成16年4月7日信州大学学則第2号）

第8章 教育課程

（他の大学院等における授業科目の履修）

第35条 研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。

7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第35条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第37条 研究科（法曹法務研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、学

生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法曹法務研究科における在学期間の短縮)

第37条の3 法曹法務研究科において第37条の2の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第37条の4 法曹法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第42条の2に規定する在学期間については1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第37条の3の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第35条の2及び第37条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第35条の2第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

第9章 修了要件、学位授与等

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

信州大学大学院法曹法務研究科規程（抜粋）

（平成 17 年 3 月 17 日信州大学規程第 132 号）

（他の大学院の授業科目の履修）

第 9 条 学生が大学院学則第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続により、研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて 32 単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱うことができる。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第 10 条 大学院学則第 37 条の 2 の規定により修得したものとみなす単位については、研究科教授会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、再入学及び転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、第 8 条及び第 9 条の規定により研究科において履修したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（前条第 2 項の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）までとする。

3 第 1 項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

（在学期間の短縮）

第 10 条の 2 大学院学則第 37 条の 3 の規定により在学したものとみなす期間については、研究科教授会の定めるところにより、これを行う。

（出典：信州大学大学院学則、信州大学大学院法曹法務研究科規程）

資料：修了要件

Ⅲ．修了要件

1．修了に必要な要件

①修了に必要な単位数は、3年コースにおいては96単位、2年コースにおいては64単位です。この修了必要単位の修得に加えて、②入学時からの履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値 1.50 を満たすこと（平均成績値 1.50 以上）〔G P A (Grade Point Average) 制〕が修了要件です。

2．必要単位数の内訳

① 3年コース

（1）必修科目・選択必修科目・自由選択科目
・必修科目

必修科目の必要単位数は 68 単位です。これを、法律基本科目から 60 単位、法律実務基礎科目から 8 単位取得する必要があります。

・ 選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は 24 単位です。これを、法律基本科目から 4 単位、法律実務基礎科目から 4 単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位、展開・先端科目から 12 単位取得する必要があります。

・ 自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位（4 単位）は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には 2 種類あります。①本来の自由選択科目と、②展開・先端科目における選択必修科目であるが、所定の修了要件（12 単位）を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の修了要件

法律基本科目を 64 単位、法律実務基礎科目を 12 単位、基礎法学・隣接科目を 4 単位、展開・先端科目を 16 単位、それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位		96 単位			
		必修	選択必修	自由選択	計
		68	24	4	96
法律基本科目	公法系	14	4	—	64
	民事系	32			
	刑事系	14			
法律実務基礎科目	一般	2	4	—	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		—	4	—	4
展開・先端科目		—	12	4	16

注 1：展開・先端科目の自由選択科目（4 単位）の履修は、展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（12 単位）を超えて履修した科目から取得する必要があります。

注 2：基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（4 単位）を超えて履修した科目は、展開・先端科目の自由選択科目（4 単位）に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

② 2 年コース

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目

・ 必修科目

必修科目の必要単位数は 36 単位です。これを、法律基本科目から 28 単位、法律実務基礎科目から 8 単位取得する必要があります。

・ 選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は 24 単位です。これを、法律基本科目から 4 単位、法律実務基礎科目から 4 単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位、展開・先端科目から 12 単位取得する必要があります。

・自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位（4単位）は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には2種類あります。①本来の自由選択科目と、②展開・先端科目における選択必修科目であるが、所定の修了要件（12単位）を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の修了要件

法律基本科目を32単位、法律実務基礎科目を12単位、基礎法学・隣接科目を4単位、展開・先端科目を16単位、それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位		64単位			
		必修	選択必修	自由選択	計
		36	24	4	64
法律基本科目	公法系	8	4	—	32
	民事系	14			
	刑事系	6			
法律実務 基礎科目	一般	2	4	—	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		—	4	—	4
展開・先端科目		—	12	4	16

注1：展開・先端科目の自由選択科目（4単位）の履修は、展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（12単位）を超えて履修した科目から取得する必要があります。

注2：基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（4単位）を超えて履修した科目は、展開・先端科目の自由選択科目（4単位）に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

注3：「憲法基礎演習」「民法7」「商法3」の3科目は、法律基本科目の必修科目として扱います。

（出典：学生便覧 p5～p8（抜粋））

基準 4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

授業科目としては、合計82科目(164単位)を開設しているが、修了に必要な単位数は、3年コースにおいては96単位であり、2年コースでは64単位となっており102単位には至らない数値である。3年コースにおける必修科目の必要単位数は68単位で、法律基本科目から60単位、法律実務基礎科目から8単位を単位修得する必要がある。また、選択必修科目の必要単位数は24単位で、法律基本科目から4単位、法律実務基礎科目から4単位、基礎法学・隣接科目から4単位、展開・先端科目から12単位修得する必要がある。さらに、修了に必要な単位数として、自由選択科目のうち4単位が設定されている。また2年コースでは、必修科目の必要単位数が36単位(法律基本科目から28単位、法律実務基礎科目から8単位修得する必要がある。)を修得する必要があるほかは、選択必修科目と自由選択科目については、3年コースと同様の単位数だけ修得する必要がある。《資料：修了要件》

資料：修了要件

Ⅲ. 修了要件

1. 修了に必要な要件

①修了に必要な単位数は、3年コースにおいては96単位、2年コースにおいては64単位です。この修了必要単位の修得に加えて、②入学時からの履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと(平均成績値1.50以上)[GPA(Grade Point Average)制]が修了要件です。

2. 必要単位数の内訳

① 3年コース

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目

・必修科目

必修科目の必要単位数は68単位です。これを、法律基本科目から60単位、法律実務基礎科目から8単位取得する必要があります。

・選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は24単位です。これを、法律基本科目から4単位、法律実務基礎科目から4単位、基礎法学・隣接科目から4単位、展開・先端科目から12単位取得する必要があります。

・自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位(4単位)は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には2種類あります。①本来の自由選択科目と、②展開・先端科目における選択必修科目であるが、所定の修了要件(12単位)を超過して

取得したものです。

(2) 各科目群の修了要件

法律基本科目を 64 単位，法律実務基礎科目を 12 単位，基礎法学・隣接科目を 4 単位，展開・先端科目を 16 単位，それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位		96 単位			
		必修	選択必修	自由選択	計
		68	24	4	96
法律基本科目	公法系	14	4	—	64
	民事系	32			
	刑事系	14			
法律実務基礎科目	一般	2	4	—	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		—	4	—	4
展開・先端科目		—	12	4	16

注 1：展開・先端科目の自由選択科目（4 単位）の履修は，展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち，所定の修了要件（12 単位）を超えて履修した科目から取得する必要があります。

注 2：基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち，所定の修了要件（4 単位）を超えて履修した科目は，展開・先端科目の自由選択科目（4 単位）に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

② 2 年コース

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目

・必修科目

必修科目の必要単位数は 36 単位です。これを，法律基本科目から 28 単位，法律実務基礎科目から 8 単位取得する必要があります。

・選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は 24 単位です。これを，法律基本科目から 4 単位，法律実務基礎科目から 4 単位，基礎法学・隣接科目から 4 単位，展開・先端科目から 12 単位取得する必要があります。

・自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位（4 単位）は，自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には 2 種類あります。①本来の自由選択科目と，②展開・先端科目における選択必修科目であるが，所定の修了要件（12 単位）を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の修了要件

法律基本科目を 32 単位，法律実務基礎科目を 12 単位，基礎法学・隣接科目を 4 単位，展開・先端科目を 16 単位，それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位		64 単位			
		必修	選択必修	自由選択	計
		36	24	4	64
法律基本科目	公法系	8	4	—	32
	民事系	14			
	刑事系	6			
法律実務 基礎科目	一般	2	4	—	12
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		—	4	—	4
展開・先端科目		—	12	4	16

注1：展開・先端科目の自由選択科目（4単位）の履修は，展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち，所定の修了要件（12単位）を超えて履修した科目から取得する必要があります。

注2：基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち，所定の修了要件（4単位）を超えて履修した科目は，展開・先端科目の自由選択科目（4単位）に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

注3：「憲法基礎演習」「民法7」「商法3」の3科目は，法律基本科目の必修科目として扱います。

（出典：学生便覧 p5～p8（抜粋））

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4-3-1に係る状況)

法学既修者受け入れに当たっては、法学の基礎的な学識を有する者であることが必要であることから、法学未修者の1年次で実施している科目(憲法、民法、刑法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法)の内容に対応した部分に限定し、その出題範囲を入試要項で明示した上で周知し試験を行っている。そして、この入試の結果に基づき1年次の必修科目を履修したものとして単位認定を実施している。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-6】

平成23年度の入学者より法学既修者の受け入れを開始して以降、法学既修者については、入試で実施した法律基本科目に限って信州大学大学院学則第37条の4の1項により、1年次で履修すべき38単位数のうち32単位を一括認定の形で受け入れてきている。さらに、1年次履修科目のうち、法学既修者にも特に履修の必要性がある3科目である「憲法基礎演習」2単位、「民法7」2単位、「商法3」2単位の計6単位を限度として履修免除単位数を減少させて履修を義務付けている。【解釈指針4-3-1-3】

法学既修者試験の実施に当たっては、各大学の法学部で一般的に講義実施されている憲法、民法、刑法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法の6科目に限定し、信州大学経済学部経済システム法学科のカリキュラムに偏った科目を導入せず、広く人材を募集できるような公平性ある試験科目と内容になっている。また出題内容も複数年度の入試問題を法科大学院ホームページ上で公開することで明確性と公平性を保つものになっている。

【解釈指針4-3-1-4】《資料：法学既修者に関する規程》《別添資料2：学生募集要項、別添資料15：法律専門科目試験》

資料：法学既修者に関する規程

信州大学大学院学則(抜粋)

(平成16年4月7日信州大学学則第2号)

第8章 教育課程

(法学既修者)

- 第37条の4 法曹法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第42条の2に規定する在学期間については1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第37条の3の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
 - 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第35条の2及び第37条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第35条

の2第2項の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。)を超えないものとする。

(出典：信州大学大学院学則)

2 特長及び課題等

成績評価における信州大学法科大学院の特長は、評価基準の事前開示を徹底し、評価の客観性・厳格性を確保していること、法律基本科目等の授業科目においても、科目修了試験のみならず、小テストや課題、質疑応答などの平常点を加味して成績評価を行い、プロセスとしての法曹教育の理念に従った成績評価を行っていることにある。そして、その成績分布データを速やかにオンラインの学習支援システム（TKC）にて学生へ向け開示しており、かつ、当該データを教員全員が共有する体制が採られている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

信州大学法科大学院はFDの企画、立案、実施を担当する組織として学生委員会FDチーム(以下、FDチームとする)を設置している。【解釈指針5-1-1-4】

授業アンケートは、各講義・演習科目の5回終了後、および科目修了試験時または演習最終日にそれぞれ行っている。また、授業参観を行い、授業参観後に授業の担当教員と授業参観教員との間で授業内容および教育方法の検討を行う教員研修会を開催している。

定期的なFDチームによる活動としては、毎年度2回(前期・後期の各学期に対応)開催される講義・演習研修会がある。これは、各講義・演習科目で2回実施される授業アンケートの結果、授業参観および教員研修会、実務研修会および理論研修会等の内容を参考にして、各担当者に講義・演習担当者研修会報告書を作成してもらい、講義・演習関係資料の参考資料を任意で配布し、教育内容および教育方法に関する報告をしてもらうものである。この場で参加教員が報告についての質疑応答を行い、教育内容および教育方法のあり方を検討している。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】

その他に、個別テーマに限定した研修会の開催や、信州大学法科大学院以外の研修会へも参加している。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】
《資料：講義・演習担当者研修会報告書様式》
《別添資料16：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況、別添資料17：講義評価アンケート様式および集計結果、別添資料18：委員会等組織図、委員会担当事項、別添資料42：信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規》

資料：講義・演習担当者研修会報告書様式

講義・演習担当者研修会報告書		年 月 日	
科目名		担当者氏名	
<p>1. 担当科目の教育内容及び教育方法の概要と特に留意した点を記入してください。授業の結果、学生が身に付けた能力があれば記入してください。</p>			
<p>2. 「授業評価アンケート」（2回実施）全体を通しての結果の概要と授業の改善点を具体的に記入してください。授業評価アンケートの結果に対して学生に授業の改善内容を告知するなどフィードバックに配慮した点を書いてください。</p>			
<p>3. 授業参観を受けた者は参観者の意見を考慮して、改善したこと及び授業改善計画を具体的に記入してください。授業参観者は授業参観して自分の担当する授業に役立った点を書いてください。</p>			

(出典：講義・演習担当者研修会資料)

2 特長及び課題等

教育内容等の改善措置における信州大学法科大学院の特長は、授業参観および授業参観後の教員研修会、実務研修会および理論研修会、講義・演習後の講義・演習担当者研修会等を通じて、法科大学院の教育内容および方法について、教員相互間での知識・ノウハウの共有化および相互の研鑽が図られていることである。また、信州大学法科大学院以外の研修会に参加し、外部の研究者を信州大学法科大学院の研修会に招聘して研修および研究を行っていることである。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

信州大学法科大学院では、『法の支配に奉仕せよ』、『知的に究理せよ』、『つねに良き隣人たれ』を教育の理念に据え、その下に教育の目的として、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げている。

こうした理念や目的を踏まえ、信州大学法科大学院は7つのアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定しているが、その内容は、1）他者の“心の傷み”に共感することのできる人格、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性といった倫理的な人間像の重視、2）法学以外の多様な専門的領域における知識、社会的活動や職業活動の経験、地方で法曹となる意欲や使命感、サイエンティフィック・マインドといった経験や能力の重視という二つの柱で構成されている。《資料：アドミッション・ポリシー》

信州大学法科大学院のアドミッション・ポリシーは、倫理性を備えた経験豊かな法曹の創出が社会的な利益に資するという認識に立ち、法学以外の多様な専門的知識を有する人々や、社会的活動や職業活動を通じて多様な経験や能力を修得した人々に対し、広く門戸を開放することを目的としており、公平性、多様性、開放性に合致している。

信州大学法科大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシーに加え、各年度の入学者選抜の方法を含めた教育活動等に関する重要事項を、ホームページ（平成17年5月に開設）および学校紹介パンフレット・学生募集要項を通じて公表してきた。また、志願者を対象とした説明会を東京、松本、名古屋、大阪および福岡にて行い、これら情報の周知徹底を図ってきた。

さらに、ホームページにおいて、アドミッション・ポリシーとともに必要な情報（①設置者、②教育の理念および目標、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤収容定員及び在籍者数、⑥入学者選抜、⑦標準修業年限、⑧教育課程及び教育方法、⑨成績評価、進級及び過程の修了、⑩学費及び奨学金の学生支援制度、⑪修了者の進路及び活動状況等）を公表することにより、これらの情報を入学志願者に対して事前に周知している。【解釈指針6-1-1-1】《資料：入試説明会の概要》《別添資料1：パンフレット、別添資料2：学生募集要項》《後記URL「法科大学院概要」「教育・カリキュラム」「入試・入学案内」「施設・設備・学習サポート」》

資料：入試説明会の概要（平成26年度入試）

入試説明会の日程

[TOP](#)>[入試・入学案内](#)>[入試説明会の日程](#)

平成26年度入試のための説明会日程

信州大学法科大学院では、下表のとおり、平成26年度入学者選抜試験の受験を検討している皆様方を対象とした合同説明会に参加し、また、本法科大学院主催の個別説明会を実施します。

こうした説明会への参加や説明会の開催を通じて、平成26年度入学者選抜試験の概要はもとより、本法科大学院における教育体制、カリキュラムおよび学習支援等についても可能な限り説明を行い、皆様方に受験に向けた判断材料を一つでも多く提供していきたいと考えております。

本法科大学院について、ホームページや既存の印刷物では分からないこともあると思います。これら説明会が、皆様方にとって、そうした点を解消し本法科大学院の実際の姿に触れることのできる機会になれば幸甚と考えております。

一人でも多くの皆様方のご来場を心よりお待ちしております。

※個別説明会(本法科大学院主催)は、今後追加する予定です。日程等が決まり次第追記します。

説明会の種別	主催者	日時	場所
合同説明会	読売新聞社	6月15日(土) 13時～17時	東京都・文京区 ベルサール飯田橋ファースト
合同説明会	読売新聞社	6月15日(土) 14時40分～17時30分	大阪市 梅田アウラホール
合同説明会	中日新聞社	6月15日(土) 14時～16時	名古屋市 明治安田生命ホール
合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所	6月15日(土) 14時～17時	名古屋市 辰巳法律研究所 名古屋本校
合同説明会	辰巳法律研究所	6月16日(日) 14時～17時	東京都・高田馬場 辰巳法律研究所 東京本校
合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所	6月16日(日) 14時～17時	福岡市 福岡ビル(辰巳法律研究所福岡本校隣)
合同説明会 (資料参加)	読売新聞社	6月22日(土) 14時40分～17時	福岡市 電気ビル共創館3Fカンファレンス
合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所	6月29日(土) 14時～17時	京都市 辰巳法律研究所 京都本校

(出典：信州大学法科大学院ホームページ)

資料：入試説明会の概要（平成25年度入試）

信州大学法科大学院 進学説明会日程表

説明会の種別	主催者	日 時	会 場
合同説明会	読売新聞社	6月16日(土) 13:00~17:00	東京都・秋葉原 ベルサール秋葉原2Fイベントホール
合同説明会	読売新聞社	6月16日(土) 14:40~17:30	大阪市 梅田アウラホール
合同説明会	中日新聞社	6月16日(土) 14:00~16:00	名古屋市 ダイテックサカエ
合同説明会	辰巳法律研究所	6月17日(日) 14:00~17:00	東京都・高田馬場 辰巳法律研究所 東京本校
合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所	6月17日(日) 14:00~17:00	福岡市 福岡ビル(辰巳法律研究所福岡本校隣)
合同説明会	読売新聞社	6月23日(土) 14:40~17:00	福岡市 天神ビル11F会議室
合同説明会	辰巳法律研究所	6月23日(土) 14:00~17:00	名古屋市 辰巳法律研究所 名古屋本校
合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所	6月30日(日) 14:00~17:00	京都市 辰巳法律研究所 京都本校
個別説明会	信州大学法科大学院	7月1日(日) 13:00~15:00	松本市 信州大学法科大学院
合同説明会	TAC	7月9日(月) 13:30~14:30	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	7月29日(日) 14:00~16:30	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	9月22日(土) 13:00~15:00	松本市 信州大学法科大学院
個別説明会	信州大学法科大学院	9月23日(日) 14:00~16:30	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	12月12日(水) 12:10~13:00	松本市 信州大学法科大学院
個別説明会	信州大学法科大学院	12月20日(木) 12:10~13:00	長野市 工学部キャンパス
個別説明会	信州大学法科大学院	12月20日(木) 12:10~13:00	長野市 教育学部キャンパス

(経済系大学)

個別説明会	信州大学法科大学院	6月26日(火)	埼玉大学経済学部
個別説明会	信州大学法科大学院	7月2日(月)	滋賀大学経済学部
個別説明会	信州大学法科大学院	7月3日(火)	富山大学経済学部
個別説明会	信州大学法科大学院	7月4日(水)	高崎経済大学経済学部・地域政策学部
個別説明会	信州大学法科大学院	10月10日(水)	岩手大学
個別説明会	信州大学法科大学院	1月16日(水)	山形大学

(出典：法科大学院作成資料、情報更新によりホームページからは削除)

資料：入試説明会の概要（平成24年度入試）

信州大学法科大学院 進学説明会日程表

説明会の種別	主催者	日時	会場
合同説明会	読売新聞社	6月18日(土) 13:00～18:00	東京都・秋葉原 ベルサール秋葉原2Fイベントホール
合同説明会	読売新聞社	6月18日(土) 14:40～17:30	大阪市 梅田アウラホール
合同説明会	中日新聞社	6月18日(土) 13:00～17:00	名古屋市 ダイテックサカエ
合同説明会	辰巳法律研究所	6月19日(日) 14:00～17:00	東京都・高田馬場 辰巳法律研究所 東京本校
合同説明会	読売新聞社	6月25日(土) 14:40～17:00	福岡市 天神ビル11F会議室
合同説明会	辰巳法律研究所	6月25日(土) 14:00～17:00	名古屋市 辰巳法律研究所 名古屋本校
合同説明会	辰巳法律研究所	6月26日(日) 14:00～17:00	福岡市 福岡ビル(辰巳法律研究所福岡本校隣)
合同説明会	辰巳法律研究所	7月3日(日) 14:00～17:00	大阪市 辰巳法律研究所 大阪本校
個別説明会	信州大学法科大学院	7月9日(土) 13:00～15:00	松本市 信州大学法科大学院
合同説明会	TAC	7月11日(月) 14:00～16:30	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	7月24日(日) 14:00～17:00	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	9月3日(土) 14:00～17:00	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校
個別説明会	信州大学法科大学院	10月2日(日) 13:00～15:00	松本市 信州大学法科大学院
個別説明会	信州大学法科大学院	1月7日(土) 13:00～15:00	松本市 信州大学法科大学院
個別説明会	信州大学法科大学院	1月8日(日) 13:00～15:00	東京都・渋谷 TAC/Wセミナー 渋谷校

(出典：法科大学院作成資料、情報更新によりホームページからは削除)

「法科大学院概要」(信州大学法科大学院ホームページ内)

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/organi.html>

(トップページを印刷したもの=別添資料29:ホームページ画面)

「教育・カリキュラム」(信州大学法科大学院ホームページ内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/lecture_menu.html

(トップページを印刷したもの=別添資料29:ホームページ画面)

「入試・入学案内」(信州大学法科大学院ホームページ内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/exam_1.html

(トップページを印刷したもの=別添資料29:ホームページ画面)

「施設・設備・学習サポート」(信州大学法科大学院ホームページ内)

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/support.html>

(トップページを印刷したもの=別添資料29:ホームページ画面)

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

信州大学法科大学院では、入学者選抜の企画・立案および実施に当たっては、入試委員会が責任をもってこれを担当することとしている《別添資料18：委員会等組織図、委員会担当事項》。

入試委員会は、毎年の入学者選抜試験を企画し、教授会で承認を受けた計画に基づいて、入試業務を遂行する責任を負う。

3年コースの入学者選抜試験において、小論文試験の作成過程においては、複数の試験問題案を比較検討し、法学既修者等特定の志願者が有利にならないか、客観的に判断力、論理力、思考力、展開力、表現力を評価し得る内容となっているかといった観点から、入試委員会が、当該年度に実施する試験問題を選択してきた。小論文試験の採点に当たっては、入試委員会が指名した複数の教員が別途採点を行うことで二重のチェックを行ってきた（平成25年度入試において導入した3年コース特別入試および平成26年度3コース入試においては、小論文試験に代えて、適性試験第4部を採用した）。

2年コースの法律専門科目試験については、入試委員会の監督の下、担当教員が問題の作成と採点を行うが、作成については入試委員会がチェックを、採点については、採点者以外の教員がチェックを行うことにより、採点過程の客観性の確保に努めている。

書類審査は、入試委員会の監督の下、複数の教員が、学部等での成績、社会活動・職歴、資格、語学能力、志望理由書、推薦書の記載内容に関して、内部基準に基づき、慎重かつ公平に審査を行う。面接試験は、教授会で指名された複数の教員が担当し、提出された書類に基づき、アドミッション・ポリシーと適合した人物かどうか、また、法科大学院の教育を受け、法曹を目指す能力や適性があるかどうかにつき判断する。面接者は面接試験の内容について、教授会に対し説明責任を負う。こうしたチェックにより、書面審査および面接試験においても客観的な評価を確保する体制を整えている。

なお、面接試験は、平成24年度までは面接者2名により行ってきたが、平成24年度外部評価における「入学者選抜に当って、人物評価のウェイトが高いとしていることは良しとするものであるが、面接官は2名でなく3名とするほうがよりの確に人物評価ができるものと思われる」とのコメントを踏まえ、平成25年度に実施した入学者選抜試験においては、面接者を3名とすることを徹底させた。《別添資料19：外部評価報告書、別添資料20：平成24年度の自己点検・評価の作成・結果報告に関する教授会資料》

基準6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

信州大学法科大学院の入学者選抜は、信州大学法科大学院を設置している信州大学出身者について優先枠を設ける等の措置は講じていない。

平成24年度入試までの結果をみると、信州大学出身の入学者は17名で、入学者総数208名の8%程度に止まっていたほか、主として法学を履修する学科(経済学部経済システム法学科)に在学又は卒業した者に限れば入学者は9名であり、入学者総数の4%程度に止まっていた。

平成25年入試から、信州大学出身者の割合が増加する。平成25年度の入学生10名のうち4名(40%)、平成26年度の入学生9名のうち4名(44.4%)が信州大学出身者である。この変化は、優先枠を儲ける等の措置をしたためではなく、本法科大学院の学部生への宣伝活動が功を奏したためと考えられる。

【解釈指針6-1-3-1(1)】《資料：信州大学出身者入学状況》《別添資料2：学生募集要項、別紙様式2：学生数の状況》

なお、信州大学法科大学院においては、入学者に対して寄附等の募集を一切行っていない。【解釈指針6-1-3-1(2)】

また、身体に障害のある者が受験を希望した場合でも、受験に使用する校舎や教室などの施設には、身体に障害のある者に配慮した設備(スロープやエレベーター)が備えられている。【解釈指針6-1-3-1(3)】《資料：障害がある方の事前相談》

これらの点を踏まえ、信州大学法科大学院の入学資格を有する志願者すべてに対して、信州大学法科大学院が設定したアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会と基準が等しく確保されていると考えている。

資料：信州大学出身者入学状況

(単位：名、括弧内は%)

入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
入学者数	36	31	30	40	17	17	19	18	10	9	227
うち 信州大学 出身者	4 (11.1)	4 (12.9)	0 (0)	1 (2.5)	1 (5.9)	1 (5.9)	2 (10.5)	4 (22.2)	4 (40.0)	4 (44.4)	25 (11.0)
うち 経済システム 法学科 出身者	2 (5.6)	1 (3.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5.9)	1 (5.3)	4 (22.2)	2 (20.0)	4 (44.4)	15 (6.6)

(出典：法科大学院作成資料)

資料：障害がある方の事前相談

12. 障害がある方の事前相談

本学に入学を志願する方で、障害（別表参照）がある方は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、出願の前に、下記事項を記載した書面（様式は問いません。）を提出してください。

なお、重度の障害がある方は、事前の準備を必要とする場合がありますので、できる限り早い時期に相談してください。

（1）提出の時期

平成 25 年 6 月 21 日（金）まで

（2）書面に記載する内容

- ① 氏名、住所、電話番号
- ② 出身学校名
- ③ 障害の種類・程度（現に治療中の方は、医師の診断書を添付してください。）
- ④ 受験上特別な配慮を希望する事項
- ⑤ 修学上特別な配慮を希望する事項
- ⑥ 出身学校でとられていた修学上特別な配慮
- ⑦ 日常生活の状況

（3）提出先及び問い合わせ先

信州大学法科大学院

〒390-8621 長野県松本市旭 3 - 1 - 1

電話番号 0263-37-3303

受付時間 8時30分～17時（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）

（4）提出期限後の不慮の事故等による場合の特別な配慮

提出期限後に不慮の事故等により障害を有することとなった場合は、その際にご相談ください。

（出典：平成 26 年度高度技術法曹枠・地域法曹枠学生募集要項 p8）

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

入学者選抜は、法科大学院適性試験第1部～第3部、信州大学法科大学院が実施する小論文試験(平成25年度までの3年コース)、法科大学院適性試験第4部(平成25年度3年コース特別入試・平成26年度3年コース入試)、法律専門科目試験の成績(2年コース)、志願者から提出された所定の書面における記載内容、面接試験における評価を総合的かつ客観的に評価して行われている。

すべての枠の募集について、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力を、適確かつ客観的に評価するために適性試験第1部～第3部の結果を利用するとともに、適性試験下位15%以下の者については不合格とすることによって、適性および能力において著しく劣る者が入学しないよう配慮している。

表現力については、3年コースについては小論文試験または適性試験第4部および志願者から提出された所定の書面における記載内容により、2年コースについては、法律専門科目試験および志願者から提出された所定の書面における記載内容により、的確かつ客観的に評価している。【解釈指針6-1-4-1】、【解釈指針6-1-4-2】《資料：入学者選抜の評価事項、配点及び判定方法》《別添資料21：合格者の適性試験最低点および平均点》

3年コース一般枠で課される小論文試験は、法学既修者等特定の志願者が有利にならないよう、法律の詳細な知識を前提とするような作問を行わないような配慮をしてきた。平成25年度に導入した3年コース特別入試では、小論文試験に代えて適性試験第4部を利用した。平成26年度入試においては、3年コースのすべての募集枠について適性試験第4部を利用した。《後記URL「過去の入試問題」》

書類審査は、志望理由書、学部等での成績、社会活動・職歴、語学能力、推薦書(特別入試のみ)の記載内容等を、内部基準で定めた配点にもとづいて客観的かつ公平に評価するよう配慮している。旧司法試験の短答式試験や論文式試験、法学に関する一定の学力を必要とする各種資格試験の合格実績をもって加点することは一切行っていない。

面接試験では、志願者がアドミッション・ポリシーと適合した人物かどうか、また、法科大学院の教育を受け、法曹を目指す能力や適性があるかどうかを判断する。3名の面接官(平成25年度までは2名)が面接試験を担当し、6項目について5段階の評価を行う。1または5の評価を行うときには理由の付記を義務づけており、面接者の主観による点数差がなるべく生じないように配慮している。また、面接試験においては、法律専門知識についての質問は一切行わないことにしており、3年コースにおいて法学を学んだ者が有利になること、また、2年コースと3年コースの併願者と両コースの単願者とのあいだで不公平な結果になることをさける配慮を行っている。《別添資料22：面接シート》

3年コースの高度技術法曹枠と地域法曹枠では、本学のアドミッション・ポリシーに適合した人物をより積極的に受け入れるために、書類審査・面接試験のウェイトを一般枠よりも高く設定している。そのため、特別入試では人物評価の客観性がより強く要請されるのであり、一般枠で要求される書類に加えて、「地域法曹を志望するにあたっての抱負」、「科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書」、「推薦書」(任意)、「課題作文」(平成26年度導入)を求めて、より客観的な人物評価をめざしている。また、面接試験についても、一般枠の2倍の時間を確保し、より適切に人物評価ができるような制度設計を行っている。

資料：入学者選抜の評価事項、配点及び判定方法

募集枠	評価事項			判定方法
高度技術法曹枠, 地域法曹枠 3年コース	適性試験 第1部～第3部 (成績割合 20)	適性試験 第4部 (成績割合 20)	書類審査, 面接試験 (成績割合 60)	総合評点により 選抜※
地域法曹枠 2年コース	適性試験 第1部～第3部 (成績割合 20)	法律専門科目 試験 (成績割合 20)	書類審査, 面接試験 (成績割合 60)	総合評点により 選抜※

※ ただし、適性試験（第1部～第3部）の得点が一定の水準に達しない者（適性試験の総受験者の下位から15%以内）は、不合格とします。

(出典：平成26年度高度技術法曹枠・地域法曹枠学生募集要項 p6)

「過去の入試問題」(信州大学法科大学院ホームページ内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/article_1.html

(トップページを印刷したもの=別添資料29：ホームページ画面)

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

信州大学法科大学院のアドミッション・ポリシー(3)は、まさに「多様なバックグラウンドをもった人材に法曹の門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守」することを謳い、また、(5)には、「社会的活動・関心や職業的体験などを通して法曹の職に就くことを希望する方」を受け容れるとしている。信州大学法科大学院は、これらのアドミッション・ポリシーに基づき、多様な知識・経験を有する入学生を受け容れるために以下の取り組みをおこなってきた。

まず、開校以来「高度技術法曹枠」(3年コースのみ)という特別枠を用意し、理系の学部出身者、専門的資格の保持者、専門的技術者や研究者を積極的に受け容れてきた。「高度技術法曹枠」では、科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書の提出を求めて、専門的資格や豊富な職業経験を適切に評価するよう努めてきた。

また、「地域法曹枠」という特別枠を用意し、長野県をはじめとする法曹が比較的少ない地域で活動することを目指す方々を受け容れてきた。「地域法曹枠」では、これまでの勉強活動、社会活動、職業活動をふまえた「地域法曹を志望するにあたっての抱負」を求め、社会活動や職業活動を適切に評価するように努めてきた。【解釈指針6-1-5-1(1)および(2)】《別添資料2：学生募集要項(高度技術法曹枠・地域法曹枠)》

一般枠においては、書類審査・面接試験によって判断される人物評価のウェイトを他法科大学院よりも比較的高めに設定し、多様な知識や経験を積極的に評価できるよう工夫してきた。評価のため提出書類として、学業成績に加えて、外国語能力を証明する書類(任意)、法曹を目指す理由や信州大学法科大学院を志望する理由を記す志望理由書、これまでの勉強活動やその他顕著な適性を記す自己申告書を求めており、入学者選抜に当たって、これらを適切に評価するよう努めてきた。【解釈指針6-1-5-1(1)】《別添資料2：学生募集要項(一般枠)》

このように、信州大学法科大学院は、社会活動や職業経験、法学以外の分野における資格等も適切に入学者選抜の評価過程に組み込む努力を続けており、その結果、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者が3割を超えている。【解釈指針6-1-5-1(3)】《資料：社会人・他学部等入学状況》《別紙様式2：学生数の状況》

資料：社会人・他学部等入学状況

(単位：名、括弧内は%)

入学年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
入学者総数	36	31	30	40	17	17	19	18	10	9	227
うち 社会人出身者	14 (38.9)	8 (25.8)	12 (40.0)	14 (35.0)	4 (23.5)	6 (35.3)	6 (31.6)	5 (27.8)	3 (30.0)	3 (33.3)	75 (33.0)
うち 他学部出身者	13 (36.1)	8 (25.8)	12 (40.0)	20 (50.0)	8 (47.1)	9 (52.9)	7 (36.8)	6 (33.3)	3 (30.0)	3 (33.3)	89 (39.2)
うち社会人 又は 他学部出身者	19 (52.8)	14 (45.2)	16 (53.3)	28 (70.0)	9 (52.9)	9 (52.9)	10 (52.6)	7 (38.9)	5 (50.0)	5 (55.5)	122 (53.7)

(出典：法科大学院作成資料)

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

信州大学法科大学院の入学定員は開設当初は1学年40名であったが、平成22年度入学者より1学年18名としており、これに対して、在籍者数は現在36名(平成26年5月1日時点)であり、在籍者数が収容定員(54名)を上回っていない。【解釈指針6-2-1-1】《別紙様式2：学生数の状況》

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

入学定員は平成17年度から平成21年度入学者までは40名であった。その間、募集人員は、平成17年度については入学定員と同数の40名であったが、平成18年度以降平成21年度までは、設置申請に係る問題を受けて、30名に設定していた。

入学者数は、平成17年度が36名、18年度が31名、19年度が30名、20年度が40名、21年度が17名である。平成21年度も募集人員は30名であったが、平成22年度より定員の削減を予定していたこともあり入学者数は17名となった。

平成22年度入学者より定員を18名とした。22年度以降の入学者は、平成22年度が17名、平成23年度が19名、平成24年度が18名、平成25年度10名、平成26年度9名である。

平成22年度以降、法科大学院を志望する者が全国的に減少していく中、入学者の確保のため様々な努力をおこなってきた。

まず、平成23年度に、2年コースを導入した。この改革によって、法学部出身の有能な入学者を確保することが可能になった。

次に、入試制度の改革をおこない、受験生の確保に努めた。平成22年度までは1回のみであった入試を、平成23年度から2回に増やした。平成25年度には、それまで一般入試と同日におこなっていた「地域法曹枠」「高度技術法曹枠」を、特別入試として独立させた。人物評価の割合を増やしたこの特別入試は、有能な人材を早めに確保するために入試の期日を7月下旬に設定した。特別入試の導入は、信州大学法科大学院を第一希望にしている受験生にとって利用しやすい入試となり、受験生および入学者の確保に貢献した。平成26年度には、一般入試を3回に増やし、特別入試とあわせて年4回入試をおこなった。また、従来東京と松本の二か所でおこなってきた試験会場に名古屋を追加した。

最後に、宣伝活動の強化である。新聞社や予備校主催の法科大学院説明会に積極的に参加し、独自の説明会も松本と東京でおこなってきた。また、新聞広告と電車の中吊り広告も利用した。さらに、山形大学、岩手大学、滋賀大学、埼玉大学、富山大学等、法学部はないが法学教育をしている国立大学に出向き、説明会を開催した。《資料：宣伝活動》

このような努力の結果、平成24年度までは入学定員とほぼ同数の入学者を確保することができた。平成25年度、平成26年度には受験生が激減した結果、入学者も大幅に減少することになったが、それでも、定員の2分の1は確保している。《別紙様式2：学生数の状況》

資料：宣伝活動

入試年度	説明会※	新聞広告	その他
平成 26 年度	6 月に東京・大阪・名古屋・京都・福岡の 5 会場において計 6 回説明会を実施。	9 月と 12 月に産経新聞に新聞広告を掲載。	6 月に JR 中央線・JR 横浜線の電車内中吊り広告を 2 週間にわたり実施。
平成 25 年度	6 月から 9 月にかけて、東京・大阪・名古屋・京都・福岡の 5 会場において計 11 回説明会を実施。また、経済系の大学において 6 月から 1 月にかけて計 6 回説明会を実施。その他にも信州大学キャンパス内において計 5 回の説明会を実施。	4 月、9 月、12 月に産経新聞と読売新聞に新聞広告を掲載。	日経キャリアマガジン特別号「法科大学院徹底ガイド」(日経 HR) へ紹介記事掲載。 「法科大学院入試ガイド」(リクルート) へ紹介記事掲載。 7 月に JR 武蔵野線の電車内中吊り広告を 2 週間にわたり実施。
平成 24 年度	6 月から 1 月にかけて、東京・大阪・名古屋・福岡の 4 会場において計 12 回説明会を実施。また、信州大学松本キャンパスにおいて計 3 回の説明会を実施。	8 月、9 月、10 月、1 月に毎日新聞と読売新聞に新聞広告を計 10 回掲載。	日経キャリアマガジン特別号「法科大学院徹底ガイド」(日経 HR) へ紹介記事掲載。

※説明会については、基準 6-1-1 «資料：入試説明会の概要» をご参照ください。

(出典：法科大学院作成資料)

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

入学定員は平成17年度から平成21年度入学者までは40名であったが、平成22年度入学者より定員を18名とした。収容定員(54名)に対し、現在の在籍者数は36名(平成26年5月1日時点)である。《別紙様式2：学生数の状況》

平成25年度および平成26年度入学者選抜における競争倍率はいずれも2.0倍であった。【解釈指針6-2-3-1】専任教員数は、現在15名であり、収容定員3.6名に1名の割合、在籍者数2.4名に1名の割合である。また、修了者は、大半が法曹を目指しており、現在一定数の司法試験合格者を継続的に輩出しており、修了者中既に16名が法曹として活動している。《資料：修了者の進路等の主な状況》

入学者選抜試験の改革、宣伝活動の教科、教育方法の改善のための努力をすることによって、競争倍率2倍を確保しながら18名の入学者を確保すべく教員が一丸となって努力していたが、法科大学院の志望者が激減している現状に鑑み、平成27年度から募集を中止することとなった。

資料：修了者の進路等の主な状況

修了年度	司法試験合格	合格者の進路内訳	公務員	民間企業	その他(就職)	法務学修生
平成19年	1	長野県弁護士会1	6	3	大学職員1	—
平成20年	8	長野県弁護士会4 他県弁護士会2 司法修習1 公務員1	5	2		—
平成21年	5	長野県弁護士会1 他県弁護士会3 その他1	3	3	行政書士1	—
平成22年	5	長野県弁護士会5	3	2	大学職員1	6
平成23年	2	司法修習2	5			5
平成24年	1	司法修習1				8

※本学で把握しているもののみ記載した。

(出典：法科大学院作成資料)

2 特長及び課題等

信州大学法科大学院は、公平性、開放性および多様性を掲げるアドミッション・ポリシーを具体化する入学者選抜をおこなってきた。すべての入学者選抜試験に適性試験を活用することによって法科大学院での教育を受けるために必要な判断力、思考力、分析力および表現力等を適確かつ客観的に評価するよう努めてきた。また、入学者選抜試験においては、点数配分における人物評価の割合を高めることによって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努め、また、社会人の職業経験や法学以外の課程を履修した人を積極的に受け入れるための特別入試も行っている。その結果、信州大学法科大学院の社会人・他学部出身者は3割を大幅に超えるという成果を達成してきた。人物評価においては、可能な限り客観性を担保するべく、受験者に多くの情報の提供を求め、内部規準に基づいて不公平にならないような審査をおこなってきた。昨今の「法科大学院離れ」の状況において、レベルを下げることなく所定の入学定員を確保するために、宣伝活動を強化し、入試改革をおこなってきた。その結果、平成24年度までは、倍率2倍を下回ることなく定員を確保してきた。そのような努力にも拘わらず、平成25年度、平成26年度は、入学生の減少を止めることはできなかった。それでも、定員の2分の1を下回らなかったのは、改革の努力が実を結んだものと考えられる。

しかしながら、在籍者数、競争倍率、司法試験の合格率から考えて、これ以上の入学定員の見直しをおこなっても状況が改善する見込みが少ないことから、平成27年度より入学者の募集を停止した。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 法科大学院入学者に対しては、法学学習の未経験者に対する導入ガイダンスを行っている。まず入学前に「入学予定者の皆様へ」と称する冊子を配布し、入学前の自習のための手引きを示している。また入学後には、前期が始まる前に「法律学入門講座」を開講し、できるだけ受講するよう促すことにしている。さらに、「法情報調査」を開講し、「法令、判例および学説等の検索ならびに判例の意義および読み方の学習等、法令を学ぶ上で必要な情報の調査・分析に関する技法を修得すること」を目的とし、これを全員に義務付けている。また平成23年度より2年コースを開設し法学既修者を受け入れることとなったことに伴い、2年コース1年次ならびに3年コース2年次の希望者を対象として、3年コース2年次配当の法律基本科目の基本的知識を修得することを目的とする講座を上記「法律学入門講座」と同様の日程で実施している。

また、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるように、入学後のガイダンスにおいて法律基本科目の概要について説明を行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施している(平成25年度・平成26年度においては各3回実施)。2年次以上の学生に対しても、入学後のガイダンスと同日に履修ガイダンスを行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施している(同上)。

なお、各年のガイダンスにおいて入学者に対して実務家教員が地域に根差して活動する法曹実務の仕事の内容について実際の経験を踏まえて説明する機会を設け、学生からも高い関心を得た。【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-2】《別添資料23：入学予定者の皆様へ、別添資料24：入学前講座のご案内》

(2) 専任教員全員がオフィスアワーを設定し、各科目の個別の質問事項に応答することはもとより、科目全体の学習計画等の相談に応じることにより、教育効果の向上を図っている。

また、1学年に研究者教員と実務家(弁護士)教員各1人の合計2人のクラス担任をおくことにより、随時学生の質問などに対応する体制をとっている(なお、平成24年度までは、1学年を2クラスに分け、それぞれのクラスに研究者教員と実務家(弁護士)教員各1人の合計2人のクラス担任をおいていたが、学生数の減少に伴い、平成25年度以降1学年1クラスとした)。さらに、年次進級時には、履修相談を実施して、学生各人が念頭に置いている法曹像に即した勉学ができる科目を紹介している。経済・経営に強い法曹や地域に貢献する法曹を養成するという、信州大学法科大学院の掲げる教育理念や教育目的に照らしたガイダンスを適切に実施するよう努めている。【解釈指針7-1-1-3】《資料：オフィスアワー一覧》《別添資料4：学生便覧p4、p45》

(3) 教員の教育指導をより定着化させるために、修了者で司法試験短答試験の合格者によるチューター制度を実施している。教員による指導を確実に理解させ、知識の充実

ならびに理論的な理解を深化させるために、教員以上に近似した目線での指導が可能と考え、教員の教育指導を補充する役割として設置している。短答式試験合格者からの希望に応じ、学生委員会がその実力をチェックした上で指導補助者として機能している。1ヶ月ごとに報告を法科大学院グループに行い3から6ヶ月を最長としてチューターへの負担も過多にならないよう学生委員会が管理運営している。

また、長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会では、信州大学法科大学院の学生から電子メールで各種質問を受け付け、同委員会委員が回答する制度を設けている。

【解釈指針7-1-1-4】《別添資料44：修了生チューターに関する内規、別添資料7：長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会チラシ》

資料：オフィスアワー一覧（個人情報を除く）

平成26年度・専任教員オフィスアワー一覧					平成26年4月現在			
メールアドレス ***@shinshu-u.ac.jp					オフィス・アワー			
氏名	研究室	内線	ダイヤル 0263-37	メール	前期		後期	
					前半	後半	前半	後半
1					○金2	○金2	○月4	○月4
2					○火4	○火4	○木6	○木6
3					火5	火5	火5	火5
4					○	○	○	○
5					○火5	○火5	○水5	○水5
6					○金5	○金5	○月4	○月4
7					○	○	○	○
8					○月4	○月4	○火4	○火4
9					火4	火4	火4	火4
10					○水4	○水4	○月5	○火4
11					※水6 ※木1, 2	※水6 ※木1, 2	※木2	※木2
12					※水3	※水3	※水3	※水3
13					○木5	○木5	○木5	○木5
14					○	○	○	○
15					○	○	○	○
16					○	○	○	○
17					月5	月5	水5	水5
18					○	○	○	○

○=日時を含めて、事前に予約してください。
※=事前に予約してください。

(出典：法科大学院作成資料)

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

学生の経済的支援策として、入学料・授業料の全額免除・半額免除・徴収猶予・月割分納制度、日本学生支援機構による奨学金制度が利用できる他、各種奨学基金に関しても、適宜学生に紹介する体制をとっている。【解釈指針 7-2-1-1】《資料：入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予》《別添資料 1：パンフレット p12、別添資料 2：学生募集要項、別添資料 4：学生便覧 p43～p44》

修学や学生生活面の支援として、各学年を 1 クラスとし、それぞれのクラスに 3 年間持ち上がりのクラス担任 2 人（研究者教員 1 人、実務家（弁護士）教員 1 人）を定めている。修学面のみならず各種生活面や健康面などの学生生活全般において生ずる問題等の相談・助言に関しては、学生委員およびクラス担任を窓口として対応することにし、学生がより相談しやすい恒常的な体制を構築している。

また、ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等については、全学的な組織である信州大学イコール・パートナーシップ委員会ハラスメント相談員ならびに学生相談センターに直接相談することもできる。全学的な厚生施設としては他に総合健康安全センターがあり、定期健康診断（年 1 回）や健康相談・精神衛生カウンセリング・救急治療などのサービスが受けられる体制となっている。【解釈指針 7-2-1-2】《資料：学生相談センター》《別添資料 4：学生便覧 p40、p46～p47》

資料：入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予

信州大学大学院学則（抜粋）

（平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号）

第 17 章 授業料，入学料，検定料及び寄宿料

（入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予）

第 90 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：信州大学大学院学則）

資料：学生相談センター

信州大学 | 学生相談センター

HOME センターについて 困りごとに関するリンク集 こんなことないですか? 相談フォーム センター便り

信州大学の「なんでも相談室」
 学生生活を送る中で、いろいろなことに悩んだり、不安になったり、困ったとき、心が疲れたときに、気軽に相談に来てください。

こんなサインを見逃さないで!!

お知らせ

2014.05.21 【イベント情報】
[「自分発見ワークショップ」を開催します](#)

2014.04.07 【NEWS】
[ホームページをリニューアルしました](#)

2014.03.25 【NEWS】

重要なお知らせ

WHO? 誰が相談できるの?
 学生の他、学生の保護者の方、教職員の方もご相談ください。

• リーフレットを見る

信州大学の学生 保護者の方 教職員

WHAT? 何が相談できるの?
 大学生生活、人づきあい、なんとなく...等、どんなことでも結構です。また、どこに相談に行っても良いかわからないという時も気軽に利用してください。

信州大学の学生 コーディネーター

WHEN? いつ相談できるの?
 不安や悩みごとなどを聞いてほしい、そんな方はいつでも学生相談センターにお越しください。

窓口対応時間
 平日 8:30~17:15
 ※ 土日祝日・お盆・年末年始はお休みです。ご了承ください。

(出典：信州大学ホームページ)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

身体に障害のある学生に対しても受験の機会を確保するため、学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に準拠して、事前の相談に基づいて、障害の程度および学生固有の事情を適宜考慮に入れ、受験上特別な配慮を行う体制をとっている。

信州大学法科大学院は、信州大学旭キャンパスの経済学部棟を中心とする既存施設を利用していることから、大学全体の環境支援体制に依拠している。具体的には、法科大学院生が利用する施設において、エレベーターには点字案内が付され、主たる通路には誘導用点字ブロックが設置されている。また、学生が使用する玄関には、車椅子の学生のためのスロープが敷設されている。車椅子の学生が利用できるトイレも設置されている。各教室・演習室も、車椅子の学生に対応できるよう段差の無いバリアフリーの施設となっている。このように、身体に障害のある学生が修学することを前提とした基本的な施設・設備の充実を随時図っている。

修学上必要とされる特別な措置はそれぞれニーズが異なるため、その都度、適切かつ十分な対応をとり得る支援体制を整えるよう努めている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

1 学年に研究者教員と実務家（弁護士）教員各1人の合計2人のクラス担任を置き（なお平成24年度までは、1学年を2クラスに分け、それぞれのクラスに研究者教員と実務家（弁護士）教員各1人の合計2人のクラス担任をおいていたが、学生数の減少に伴い、平成25年度以降1学年1クラスとした）、各人の進路指導等の個別対応は、このクラス担任を主たる窓口として行い、懇切丁寧な指導・相談を図っている。とくにクラス担任に実務家教員1名を配置することで実際の職業経験に基づく進路指導が可能となっている。具体的には、個別の学習相談によって、将来の進路選択を見据えた指導を行っているほか、「ロークリニック」の授業を通じて、長野県弁護士会から推薦された法律事務所および長野地方検察庁松本支部でのエクスターンシップを企画し、弁護士の仕事の内容や事務所経営の諸問題などの情報を積極的に提供している。また、学生や法務学修生への求人窓口として修了生支援委員会委員2名を設置し、求人情報については、TKCの学習支援システムに掲示したり、求人パンフレットを自習室棟に配置したりしている。《別添資料18：委員会等組織図委員会担当事項、別添資料3：シラバス p74「ロークリニック」》

なお、信州大学として大学院の就職支援も含む学生の進路に関する情報提供を行う、キャリア・サポートセンター（就職支援室）が設置され、信州大学法科大学院の学生も常勤カウンセラーによる就職相談等を利用することができる。《資料：キャリアサポートセンター》

資料：キャリアサポートセンター

信州大学 | キャリアサポートセンター

SHINSU UNIVERSITY

サイトマップ お問い合わせ先一覧 リンク

Google™ カスタム検索 検索 文字サイズ 小 中 大

HOME キャリアサポートセンターについて 在学生の方へ 卒業生の方へ 企業・団体の方へ イベントカレンダー キャリサポ日誌

信大生宛 求人検索 システム (学内限定) クリック!

気づいたときがチャンスです。

2014年6月 イベントあり ※クリックすると詳細をみるができます。 > カレンダーを見る

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

重要なお知らせ

- 2014年06月02日 [「就職支援パートナーシップ制度」へ参加しました](#)
- 2014年04月01日 [平成26年度各キャンパスでの個別就職相談について](#)
- 2014年04月01日 [ホームページをリニューアルしました](#)

お知らせ

- 2014年06月03日 [学生\(学部生\)出身地・高校所在地を更新しました](#)
- 2014年06月02日 [「就職支援パートナーシップ制度」へ参加しました](#)
- 2014年04月22日 [第1回就職ガイダンス開催のお知らせ\(終了\)](#)
- 2014年04月16日 [リ・スタート就活講座開催のお知らせ\(4年・M2年対象\)\(終了\)](#)
- 2014年04月01日 [平成26年度各キャンパスでの個別就職相談について](#)

キャリアサポートセンターについて

キャリアサポートセンターでは、信州大学生が効果的かつ効率的な就職活動を展開するための様々な支援を行っています。

- > [メッセージ](#)
- > [支援内容と体制/就職担当教員](#)
- > [ご利用案内](#)

キャリアサポ日誌

- 2014年05月28日 [第1回就職ガイダンスが終了しました](#)
- 2014年04月24日 [学部3年生・修士1年の皆さん、就職ガイダンスが始まります!](#)

(出典：信州大学ホームページ)

2 特長及び課題等

学習支援体制における信州大学法科大学院の特長は、本法科大学院が小規模の大学院であり、学生数が少ないため、各教員が授業外でもオフィスアワーなどを利用して個々の学生に対してきめ細かな学習支援を行うことができる点である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

信州大学法科大学院では、法曹法務専攻の3年コースおよび2年コースを合わせて入学定員18名の受け入れを行っている。現在、36名の学生が在籍している。このような規模に応じて、信州大学法科大学院では、専任教員15名、非常勤教員22名を配置している。

上記教員のうち、専任教員15名については、教育上又は研究上の業績等において、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有するものと認められる。また、非常勤教員についても、現職、年齢等に照らして、同基準を満たすものと認められる。

《別紙様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

なお、信州大学では、平成26年4月1日から学術研究院が発足し、人事制度に関する改革がなされたばかりである。現在、法科大学院に配置されている専任教員には、平成16年4月1日に国立大学法人信州大学が成立した当時の教員ポストに就いている教員(いわゆる「承継教員」)と、信州大学特任教員規程に基づいて採用される「特任教員」があり、いずれもが研究科教授会を構成する教員となっている。専任教員15名のうち、8名が承継教員、7名が特任教員である。この8名の承継教員は、信州大学における承継教員の所属組織である信州大学学術研究院(社会科学系)に所属しており、法科大学院を主担当とする教員であるが、他の学部・大学院を担当するものではない。一方、特任教員7名は信州大学学術研究院には所属しない。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、下記実務家教員を除く研究者教員 12 名については、教育上又は研究上の業績等から、(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者に該当し、かつ、その担当する専門分野について法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者と認められる。また、実務家教員 3 名（弁護士 3 名）については、教育上又は研究上の業績、およびその専門的知識を生かした学外での公的活動等から、(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる。

なお、専任教員の 15 名は全員が信州大学法科大学院の教員としてのみ取り扱われており、学部や他の大学院の教員数には算入されていない。【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】《別紙様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

信州大学の専任教員の採用および昇任については、承継教員と特任教員では異なる人事制度が設けられている。

承継教員の採用および昇進については、まず、その所属組織となる信州大学学術研究院（社会科学系）の教授会議において策定された毎年度の人事計画もしくは同教授会議において決定された採用昇進の申請が、全学の会議体である信州大学学術研究院会議で審議され承認される必要がある。そして、信州大学法科大学院を主担当とする承継教員の採用および昇進に関する人事計画または申請が承認された場合には、信州大学学術研究院（社会科学系）の教授会議から、法曹法務研究科教員グループ会議（法科大学院を主担当とする承継教員によって構成される）が具体的な採用および昇進の審議について付託を受け、審議することになる。すなわち、信州大学法科大学院の承継教員の採用および昇進において、教員の教育上の指導能力等は、実質的には法曹法務研究科教員グループ会議において評価される。

《別添資料 30：信州大学学術研究院会議規程、別添資料 31：信州大学学術研究院社会科学系教授会議規程、別添資料 32：信州大学学術研究院社会科学系教授会議教員グループ会議内規》

特任教員の選考については、法科大学院の研究科教員が審議のうえ決定した候補者について、学長宛てに採用を申請し、全学特任教員資格審査委員会による事前審査の後、学長が選考する仕組みとなっている。《別添資料 35：信州大学特任教員規程》

非常勤講師については、法科大学院の学生委員会によって審議のうえ選出された候補者が研究科教員に諮られ、研究科教員会の決定を経て選任される。

《別添資料 33：信州大学教員選考基準、別添資料 34：信州大学教員選考手続/同申合せ、別添資料 36：信州大学大学院法曹法務研究科教員人事内規、別添資料 37：信州大学大学院法曹法務研究科教員採用及び昇進基準、別添資料 38：信州大学大学院法曹法務研究科非常勤講師選考内規》

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数を算出すると12名となるが、信州大学法科大学院では、上記基準を上回る専任教員15名を置いている。また、同告示によれば修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員数は15名以下であることが求められるが、信州大学法科大学院では収容定員数が54名であるため、専任教員1人当たりの学生の数は4（3.6）名となっている。

専任教員の構成は、教授10名、准教授5名から成り、教授の数が平成11年文部省告示第175号で定められている教員の数（12名）の半数（6名）以上となっている。【解釈指針8-2-1-2】【解釈指針8-2-1-3】

なお、信州大学法科大学院は、1専攻のみを置いているため、上記教員は1専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】《別紙様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、研究上又は教育上の業績等から鑑みて、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。《別紙様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

信州大学法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目において、専任教員をそれぞれに偏りなく配置している。

必修科目 34 科目については、「刑事訴訟法 2」「法曹倫理」「刑事裁判実務の基礎」の 3 科目を除く 31 科目が、専任教員によって担当されている。

また、専任教員の年齢構成は、30 代 2 名、40 代 4 名、50 代 3 名、60 代 4 名、70 代 2 名となっており、年齢構成に極端な偏りはない。【解釈指針 8-2-3-1】《別紙様式 3：教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

信州大学法科大学院では、基準 8-2-1 に規定する専任教員の数の 2 割にあたる人数は 3 名であり、同数の実務経験と高度な実務能力を有する教員を置いている。これらの教員は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であることが認められる。当該教員は、信州大学法科大学院の教育理念に従って配置された法律実務基礎科目、展開・先端科目を中心に科目を担当しており、各々の科目は、当該教員の実務経験と関連が認められる。【解釈指針 8-2-4-1】

また、信州大学法科大学院では、基準 8-2-4 に規定する教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数は 2 名となり、この範囲内については、専任教員以外の者（実務家みなし専任教員）を充てることができる。信州大学法科大学院では、該当する 2 名の教員について、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることが認められる。【解釈指針 8-2-4-2】《資料：研究科教授会組織》《別紙様式 3：教員一覧、教員分類別内訳》

資料：研究科教授会組織

信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程（抜粋）

（平成 17 年 3 月 17 日信州大学規程第 133 号）

（組織）

第 2 条 研究科教授会は、研究科長並びに研究科に在職する教授及び特任教授（専門職大学院）の職にある者で組織する。ただし、必要があるときは、研究科に在職する准教授、特任准教授（専門職大学院）、講師、特任講師（専門職大学院）、助教又は特任助教（専門職大学院）の職にある者を加えることができる。

（出典：信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程）

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

信州大学法科大学院では、基準 8-2-4 に規定する教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数は 2 名となる。信州大学法科大学院では、法曹としての実務の経験を有する者として実務家教員 3 名（弁護士 3 名）を置いている。《別紙様式 3：教員一覧、教員分類別内訳》

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

信州大学法科大学院では、教育の質を維持するために各専任教員の授業負担が過度に重くならないように十分配慮されている。具体的には、他研究科、他学部等を通じて、専任教員の授業負担は、年間授業単位数で 20 単位を超える者はない(平成 26 年度のみ 1 名が年間授業単位数 20.9 単位となっているが、その者についても平成 27 年度以降は年間 20 単位を超えないこととなる見込みである。)。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲内にとどめられており、教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業に真摯に熱意を持って取り組むための十分な保障が図られている。【解釈指針 8-3-1-1】
《別紙様式 3：教員一覧、教員分類別内訳》

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

信州大学法科大学院において、現時点では、サバティカル等の研究休暇は制度化されていない。信州大学においては「国立大学法人信州大学サバティカル・リープ等制度基本方針」および「信州大学サバティカル・リープ実施要項」が策定されている。信州大学法科大学院においても一定の研究専念期間を教員に保障することの重要性は認識しており、総務委員会において継続的に審議しているところである。平成 26 年 4 月 1 日から発足した信州大学における学術研究院制度のもとにおいて、信州大学における法学系教員全体について柔軟な人事が可能となれば、実質的にサバティカル・リープが与えられる可能性が高まると考えられる。《資料：第 115 回研究科教授会・総務委員会報告書》

資料：第 115 回研究科教授会・総務委員会報告書

第 115 回 (H26. 4. 11) 報告資料 No. 2

諸 会 議 報 告

会 議 名	総務委員会 (総務・財務関係チーム)		
開 催 日 時	平成 26 年 4 月 3 日 15 時 20 分～16 時 50 分		
報 告 者	池田	会 場	池田研究室
議題・報告・連絡事項	審 議 ・ 報 告 ・ 連 絡 等 の 概 要		
報告事項	<p>1 規程の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究科関係の規程について改訂の可否について検討した。結果は以下のとおり。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 「サバティカルリープの実施に関する取り扱い」(案) <p>この文案はいったん教授会において審議されたものの導入には至っていない。教育に力を入れなければならない法科大学院の教員にこそ、研究に専念できる一定の期間が必要であるが、今後は学術研究院における制度との調整を要するため、今後も継続して検討することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 省略 		

(出典：第 115 回研究科教授会資料)

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

信州大学法科大学院では、専任教員の教育上および研究上の職務を補助する職員（いわゆるティーチング・アシスタントに相当する者）を置いてはいないが、信州大学法科大学院と経済学部の教員のための共用スペースである共同研究室内に、教育研究補助に必要な資質および能力を有する事務補佐員 1 名を配置して教材の作成、複写等教育上の補助および文献複写等研究上のアシスタントを行っている。

また、勉学資料コンサルティング、リファレンス業務について、現在信州大学経済学部と共有の資料室に法律、経済の図書について詳しい事務補佐員 2 名を配属し、適宜学生の相談に応ずるとともに、信州大学法科大学院教員の研究用図書および自習室棟の図書の管理および整理を行っている。《別添資料 25：名簿》

2 特長及び課題等

基準8-2-1において、優れた点として、信州大学法科大学院では、在籍学生が少人数であるのに比し、専任教員として基準を上回る教員数を配置している。このため、担当科目の授業においても、学生個人の能力に目が行き届き、かつ学生の意見をダイレクトに聴く機会に恵まれており、このことが一層の教育効果に結びついている。

また、人員比のみならず、教員相互における意思の疎通も容易であり、教員が互いの教育上および研究上の情報を把握し、教育体制および研究活動の支援体制の改善について、柔軟かつ機動的に対処をしている。

加えて、基準8-3-1についても、各専任教員の授業負担が過度に重くならないよう配慮されており、個々の教員が教育の質を維持するよう十分努められる環境となっている。

このことから、実質的にも専門的高度かつ親身な指導を実現できる教員組織体制となっているとの利点がある。

他方、信州大学は、平成26年2月、信州大学法科大学院の平成27年度からの入学者募集停止を決定しているが、全ての学生の修了までの間、専任教員を確保し、現状の教員組織を維持する努力が必要である。

また、基準8-3-2について、専任教員に相当の研究専念期間が与えられるよう実現へ向けて、今後も努力を重ねる必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

法科大学院に独自の組織として法曹法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）を設け、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する仕組みを整えている。【解釈指針9-1-1-1】《別添資料40：信州大学大学院法曹法務研究科規程、別添資料41：信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程》

法科大学院には専任の長として研究科長および研究科長を補佐する者として副研究科長を置いている。また、研究科教授会は、法曹法務研究科教授会規程（以下「教授会規程」という。）により、研究科長、専任教員（みなし専任教員を含む）である教授および准教授、ならびに常勤教員である教授および准教授から構成されている。【解釈指針9-1-1-2】《別紙様式3：教員一覧、教員分類別内訳》

みなし専任教員は、教授会規程第2条において、研究科教授会の構成員であることが定められており、教授会への出席および各委員会活動への参加を通じて、専任教員と同様に、教育課程の編成を含む法科大学院の運営について責任を有している。

研究科教授会は、教授会規程により、教育課程の編成、学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位に関する事項、研究科長及び教員の選考に関すること、その他研究科の教育又は研究に関する重要事項について審議することが定められており、法科大学院の運営に関する重要事項は、研究科教授会の審議に付される仕組みとなっている。

なお、基準8-1-3に係る状況において前述したとおり、これらの事項のうち「教員の選考」に関しては、信州大学学術研究院に所属する教員の選考は、研究科教授会における審議事項には含まれない。しかしながら、法科大学院を主担当とする教員によって構成される「法曹法務研究科教員グループ会議」が人事に関する実質的な審理を行う仕組みとなっており、法科大学院の独自性が確保されている。【解釈指針9-1-1-3】《別添資料32：信州大学学術研究院社会科学系教授会議教員グループ会議内規》

また、教授会における審議をより有効なものとするとともに、教授会では審議しない事項について専門的に処理し、法科大学院の円滑な運営を図る観点から、研究科長の下に、委員会を置いている。委員会としては、学生委員会、広報・組織委員会、紀要・研究委員会、総務委員会、進路強化委員会、修了生支援委員会、認証評価担当委員会がある。さらに、研究科長の諮問機関として外部評価委員会を設け、法科大学院が行う自己点検評価を検証し、外部有識者の見解を法科大学院の運営に反映させる仕組みを整備している。《別添資料42：信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規、別添資料18：委員会等組織図、委員会担当事項、別添資料43：信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規》

基準 9-1-2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準 9-1-2 に係る状況)

信州大学法科大学院の事務部門は、経済学部事務部門内に置かれている。

具体的には、経済学部事務部門の中に、法科大学院グループ（専任 2 名、非常勤 1 名）を設け、学務事項等の法科大学院の事務を担当している。また、共同研究室（経済学部との共用部分）担当の事務補佐員（非常勤 1 名）が、各教員の事務補助等を行っている。加えて、専任の経済学部事務長が、法科大学院および経済学部の事務を統括し、経済学部総務グループ 6 名（専任 3 名、非常勤 3 名）が、法科大学院および経済学部の総務・庶務事項を担当している。《別添資料 25：名簿》

国立大学法人として人件費削減を始めとする経営の効率化や体制のスリム化が求められる中において、法科大学院グループは、小規模な体制ではあるが、学内外の各種研修会への参加等によって各自が能力の向上を図っている。なお、法科大学院グループの人員数は、信州大学法科大学院の入学定員が 40 名であった当時から変わりなく、入学定員が 18 名に削減されてからも事務部門の人員削減は行われていない。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

信州大学法科大学院の運営に要する経費のうち、人件費については、信州大学全体の人件費の中で管理され、必要金額が確保されている。

また、物件費については、信州大学全体の教育・研究経費の予算から一定の基準に基づいて各部局に配分される金額（以下「当初配分額」という。）が基準となる。この当初配分額に加え、戦略的経費（PLAN “the FIRST”推進経費）が追加的に配分され、重点的な事業計画の推進が図られている。

昨今の国立大学法人を巡る財政状況は一層厳しさを増しており、今後もかかる傾向の継続が予想される中で、平成 26 年度も、信州大学法科大学院の教育活動等に対する学内の理解を得て、相当額の戦略的経費の配分を受けるなどして、財政的基盤の安定化を図ってきている。【解釈指針 9-1-3-1】《別添資料 26：平成 26 年度予算配分について、平成 26 年度戦略的経費の決定について》

また、信州大学法科大学院の財政状況については、学長および理事によるヒアリングが毎年実施され、信州大学法科大学院の意見を聴取する機会が定期的に設けられている。【解釈指針 9-1-3-1】《資料：平成 25 年度部局事業計画ヒアリングの実施について》

資料：平成25年度部局事業計画ヒアリングの実施について

平成25年7月19日

各学部（機構）長
各研究科長 殿
医学部附属病院長

信州大学長
山沢清人（公印省略）

平成25年度部局事業計画ヒアリングの実施について（通知）
平成25年度部局事業計画ヒアリング 事前提出資料の提出について（依頼）

このことについて、「平成25年度部局事業計画ヒアリングの実施について」のとおり開催します。

また、平成25年度部局事業計画ヒアリング 事前提出資料について、下記のとおり作成の上、提出願います。

記

1. 提出書類

- (1) 平成25年度部局重点事業計画（☆☆☆計画） 【様式 1】
- (2) 平成25年度 戦略的経費の執行状況 【様式 2】
- (3) 人事計画 ※ 人事課から、9月に照会予定
- (4) 財務計画（施設整備計画，設備整備計画を含む。） 【様式 3】

2. 作成要項

作成については、各様式の記載例等を参照ください。

作成に関する問合せ先：様式 1及び2は、経営企画部経営企画課（内線 811-2116）、
様式 3は、財務部財務課予算決算グループ（内線 811-2166）

3. 提出期限

平成25年9月20日（金）

4. 提出先

経営企画部経営企画課へ電子媒体にて提出願います。

（出典：平成25年7月19日付学長通知文書）

2 特長及び課題等

優れた点として、平成 22 年度において、信州大学法科大学院発足時からそれまでの予算財源と執行実績を点検したうえで、5 カ年（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の財務計画を策定した。このことにより、それまでは毎年度学長裁量経費の予算要求を経て配分されてきていた経費のうち、恒常的な支出を要する経費が存在することが明らかとなった。その結果、平成 24 年度からは、恒常的経費が「共通経費」として認められ、当初予算配分額に追加されることとなり、財政的基盤が強化されることとなった。

改善を要する点として、以下の 2 点がある。

基準 9-1-1、基準 9-1-2 に関して、独立部局を管理運営するためには規模の大小にかかわらず相応の管理運営業務が発生するが、小規模であるが故に個々の専任教員における管理運営業務の負担は比較的大きなものとなっている。この点は全ての専任教員が何らかの形で委員会に参加し業務を分担することで、各教員の業務負担の平準化を図っているところである。また、国立大学法人のスリム化・人件費削減の要請の中で、業務の見直しや事務体制の強化が今後の課題である。同様に、国立大学法人を巡る財政状況が一段とその厳しさを増す中にあり、なおかつ入学者募集停止を決定した中において、信州大学法科大学院の教育活動等を適切に実施するための予算の安定的確保も今後の課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

信州大学法科大学院は、学生の学習環境を確保するために、2階建て・延床面積500㎡の「法科大学院自習室棟」を有しており、学生の自習・資料収集・討論や学生と教員との面談に必要な部屋が講義棟とは別に十分に確保されている。信州大学法科大学院は、現在、専用講義室2室と専用演習室2室を有しており、専用講義室のすべてにスクリーン映写のためのプロジェクター等が設置されている。これにより、法科大学院の規模およびカリキュラムの内容との関係では、授業の適切かつ円滑な実施が可能となっている。これら法科大学院専用の施設のみで講義等を実施することに支障はないが、後述の自習室棟内のセミナールーム1・2も授業に利用可能であり、必要に応じて講義室・演習室を経済学部から借用することもできる。なお、専用講義室は、授業で使用しない時間帯には学生による自主学習のために利用できるよう、24時間開放している。また、模擬法廷教室は、信州大学が長野県と賃貸借契約を締結した「長野県衛生部松本旭町庁舎」に確保されている。このようにして、提供する授業のすべてを支障なく効果的に実施できるだけの教室・演習室・実習室が備えられているのと同時に、授業の効果的な実施に必要な設備・機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-1】

以上の施設の管理運用等については、学生委員会（学務関係チーム）、紀要・研究委員会（図書関係チーム）および総務委員会（教育環境整備関係チーム）によって実施されている。《別添資料18：委員会等組織図、委員会担当事項》

学生自習室については、自習室棟に2室・計120席分の自習机を設置し、学生1人につき1席の専用席が確保され、学生が24時間利用できるようにしている。学生自習室には、法律関連図書・雑誌の配架も充実させることにより、資料収集と学習の便宜を図っている。自習室棟には、学生が談話・討論できる場として、ラウンジ・リフレッシュスペースを設置し、自主ゼミ等の勉強会に利用できるセミナールーム2室も設置した。自習室棟の運用については学生の自治を尊重する一方、必要に応じて学生の要望を調整し、適切な学習環境の提供に努めている。また、自習室および1階・2階のラウンジには、ワイヤレスネットワークシステムで繋がられた共用PC端末および共用プリンタが備えられており、信州大学法科大学院が導入しているTKC社LEX/DB国内法律文献データベース、第一法規社総合法律情報データベース“D1-Law”およびLEXIS NEXIS社海外文献情報データベースを通して学習に必要な文献を検索および入手することが可能である。また、自習室内の学生の専用席には電源が配置されており、各自がノートパソコンを使用し、ワイヤレスネットワークシステム経由でこれらのデータベースや共用プリンタを利用することも可能となっている。【解釈指針10-1-1-2】

教員研究室については、専任教員（特任教員を含む）13名分の個人研究室を有するほか、実務家教員5名用の共同研究室1室を有している。また、非常勤講師には、経済学

部との共用で非常勤講師室 2 室を使用している。教員研究室および自習室棟のセミナー
ルームは、教員と学生の面談の場として利用できるものとしている。【解釈指針 1 0 - 1
- 1 - 5】【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 6】

事務室については、経済学部研究棟 1 階に、法科大学院担当の事務職員 3 名（常勤 2
名、非常勤 1 名）が十分な職務を行うことができる専用のスペースを確保している。ま
た、同棟 5 階には信州大学経済学部との共用の共同研究室が設けられ、信州大学法科大
学院のアシスタント 1 名が配置され、専用の机が設置されている。【解釈指針 1 0 - 1 -
1 - 4】

図書の施設については、学生は、信州大学経済学部と共用する経済学部資料室のほか、
信州大学附属図書館中央図書館を利用することもできる。経済学部資料室は自習室棟に
隣接する建物にあり、経済学部の学生・院生と同じ条件の下で自由に利用でき、図書・
資料の管理・維持に関する能力を備えた専門の職員が 2 名常駐している。また、上記中
央図書館も他学部・他研究科の学生・院生と同じ条件の下で自由に利用できるものであ
り、すぐ近くに位置しているためアクセスは容易であるのと同時に、自習室棟のパソコ
ンから図書を検索できることに加え、学内の図書関係の Web サービスも自習室棟で利用
することができる。

経済学部資料室および信州大学附属図書館中央図書館には、法律学分野に関して主な
国内図書・国内誌が網羅されており、教員による教育・研究および学生の学習に必要な
図書・資料が備えられている。このほかにも、学習に必要な法律関連図書・雑誌が自習
室棟に配架されている。【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 3】【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 4】【解
釈指針 1 0 - 1 - 1 - 7】

専用施設の内訳【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 1】【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 2】【解釈指
針 1 0 - 1 - 1 - 5】【解釈指針 1 0 - 1 - 1 - 6】

講義室（2 室）

- ・通常の講義での利用を主たる目的とする。
- ・講義室 1（63 m²・定員 35 名）
- ・講義室 2（68 m²・定員 39 名）

演習室（2 室）

- ・少人数の演習での利用および学生の自主的な勉強会での利用を主たる目的とする。
- ・演習室 1（27 m²・定員 14 名）
- ・演習室 2（45 m²・定員 30 名）

自習室棟

- ・学生の自習・勉強会等での利用を目的とする。
- ・第 1 自習室（140 m²・定員 80 名）
- ・第 2 自習室（80 m²・定員 40 名）
- ・1 階ラウンジ（10 m²）、2 階ラウンジ（45 m²）
- ・リフレッシュスペース（24 m²）
- ・セミナールーム 1（50 m²）
- ・セミナールーム 2（50 m²）

模擬法廷教室（95.7 m²・定員 45 名）

- ・模擬裁判での利用を目的とする。

教員研究室（15 室）

- ・22～23 m²×15

2 特長及び課題等

優れた点としては、信州大学法科大学院では、学生1人当たりの教育環境上のサービスを充実させるために、信州大学全体の合意の下に、平成19年3月、自習室棟が新築され、その環境・設備は、1に挙げたとおり、充実している。

また、プロジェクター等が配備された専用講義室があり、技術の発展に対応した設備および機器が整備されている。

改善を要する点としては、経済学部資料室の開館時間が限られており、その蔵書の活用が制約されていることがあげられる。また、蔵書蒐集の歴史が浅く、法学研究に十分な蔵書が整っているとは必ずしもいえない。予算に余剰が生じた際には、図書購入費に優先的に充てるなどして蔵書の充実を図っているところである。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1.1-1 自己点検及び評価

基準1.1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準1.1-1-1に係る状況）

信州大学法科大学院は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすために、認証評価担当委員会を常設し、当委員会が、学生委員会・入試委員会等との連携・協力のもとで、自己点検および評価を実施している。

そのような努力の結果、平成21年度に実施された独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価において、信州大学法科大学院は以下のような評価結果を得ることできた。

「信州大学大学院法曹法務研究科は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に達している。

当該法科大学院の主なすぐれた点として、次のことが挙げられる。

- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室には専用図書が配架され、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館が近くに位置しているなど、自習室と経済学部図書資料室及び附属図書館松本合同図書館との有機的連携が確保されている。」

以上のような大学評価・学位授与機構による評価の結果を踏まえて、その後も、当初の設置計画に基づき、自己点検および評価を実施しており、平成24年度には、同年度の教育・研究実績について、入試・教育・学生指導・学生支援・法令遵守・FD・研究等の諸項目を対象として、自己点検および評価を実施した。

自己点検・評価報告書の作成は、認証評価担当委員会が中心となって、学生委員会・入試委員会をはじめとする各委員会が連携・協力して行った。その報告書の概要は次のような内容となっている。

- I 現況及び特徴
- II 目的
- III 章ごとの自己評価
- 第1章 教育の理念及び目的
- 第2章 教育内容

- 第3章 教育方法
- 第4章 成績評価及び修了認定
- 第5章 教育内容等の改善措置
- 第6章 入学者選抜等
- 第7章 学生の支援体制
- 第8章 教員組織
- 第9章 管理運営等
- 第10章 施設、設備及び図書館等
- 第11章 自己点検及び評価等

【解釈指針 11-1-1-1】

当該自己点検・評価報告書の内容については、信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会より、「自己点検・評価報告書の内容は適正と評価できる。」との評価を得た。また、当該自己点検・評価報告書および外部評価報告書を掲載した「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書《平成24年度》」を、ホームページ上にてすでに公表済みである。

認証評価および外部評価の結果は、信州大学大学院法曹法務研究科教授会で報告され、各委員会および教職員全員で共有し、各委員会および法科大学院グループにおいて、教育活動の改善に活用している。

たとえば、平成24年度外部評価において「入学者選抜に当って、人物評価のウェイトが高いとしていることは良しとするものであるが、面接官は2名でなく3名とするほうがよりの確に人物評価ができるものと思われる」とのコメントを踏まえ、平成25年度に実施した入学者選抜において、面接者を3名とすることを徹底させている。

また、同じく上記外部評価においてコメントされたサバティカル制度の導入についても検討を継続しており、平成26年4月の第115回信州大学大学院法曹法務研究科教授会において、検討の状況が報告されている。平成25年度以降も、信州大学法科大学院認証評価担当委員会の下、上記各委員会との連携・協力により継続的に自己点検および評価を行い教育活動等の改善に取り組んでいる。【解釈指針 11-1-1-2】《資料：第115回研究科教授会・総務委員会報告書》《後記URL「理念・目的に基づく運営評価」》《別添資料18：委員会等組織図、委員会担当事項、別添資料27：21年度実施法科大学院認証評価報告書(平成22年3月・独立行政法人大学評価・学位授与機構)(抜粋)、別添資料28：信州大学法科大学院自己点検・評価報告書《平成24年度》(抜粋)、別添資料19：外部評価報告書、別添資料20：平成24年度の自己点検・評価の結果報告に関する教授会資料》

資料：第115回研究科教授会・総務委員会報告書

第115回(H26.4.11) 報告資料 No.2

諸 会 議 報 告

会 議 名	総務委員会（総務・財務関係チーム）		
開 催 日 時	平成26年4月3日 15時20分～16時50分		
報 告 者	池田	会 場	池田研究室
議題・報告・連絡事項	審 議 ・ 報 告 ・ 連 絡 等 の 概 要		
報告事項	<p>1 規程の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究科関係の規程について改訂の可否について検討した。結果は以下のとおり。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 「サバティカルリープの実施に関する取り扱い」(案) この文案はいったん教授会において審議されたものの導入には至っていない。教育に力を入れなければならない法科大学院の教員にこそ、研究に専念できる一定の期間が必要であるが、今後は学術研究院における制度との調整を要するため、今後も継続して検討することとした。 (4) 省略 		

(出典：第115回研究科教授会資料)

「理念・目的に基づく運営評価」(信州大学法科大学院ホームページ内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/philosophy_2.html

(トップページを印刷したもの=別添資料29：ホームページ画面)

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

自己点検および評価を検証し、評価の客観性、透明性を確保するために、研究科長が委嘱する外部評価委員で構成する法科大学院外部評価委員会を設けている。

当該外部評価委員は、法科大学院の法学教育に関し広くかつ高い見識を有する法律学の研究者 1 名、法科大学院の法学教育に広くかつ高い見識を有する法曹実務家 1 名、法科大学院の法学教育に広くかつ高い見識を有する者 1 名の 3 名によって構成されている。

【解釈指針 11-1-2-1】

平成 24 年度に行った自己点検・評価に対する法科大学院外部評価委員会による検証の結果は、「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書《平成 24 年度》」において纏められ、ホームページ上で公表されている。《後記URL「理念・目的に基づく運営評価」》《別添資料 4 3 : 信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規、別添資料 1 9 : 外部評価報告書》

「理念・目的に基づく運営評価」(信州大学法科大学院ホームページ内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/philosophy_2.html

(トップページを印刷したもの=別添資料 2 9 : ホームページ画面)

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

信州大学法科大学院における教育活動等の状況については、法科大学院のパンフレットおよび法科大学院のホームページにおいて、公表されている。

パンフレットでは、「研究科長あいさつ」を掲げ、「教育の理念と目的・養成する法曹像」、「アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）」を示した上で、「カリキュラムの構成」、「開講科目一覧」、「カリキュラムの特色」、「時間割例」、「学修支援」、「教員紹介」、「入学者選抜の概要」を説明し、教育体制や教育活動に関する基本的な情報が社会に周知されるように努めている。《別添資料 1：パンフレット》

また、ホームページにおいては、パンフレットでは紙面の制約等から十分に提供できない情報も含めて幅広く適宜のタイミングで提供している。ホームページ（特に「法科大学院概要」、「教育・カリキュラム」、「入試・入学案内」、「施設・設備・学習サポート」の欄）において、以下のものをはじめ、信州大学法科大学院の教育活動等に関する重要事項その他法科大学院に関する情報が掲載されている。

- (1) 設置者
- (2) 教育の理念および目標
- (3) 教育上の基本組織
- (4) 教員組織
- (5) 収容定員及び在籍者数
- (6) 入学者選抜
- (7) 標準修業年限
- (8) 教育課程及び教育方法
- (9) 成績評価、進級及び過程の修了
- (10) 学費及び奨学金の学生支援制度
- (11) 修了者の進路及び活動状況

また、法科大学院における教育活動の状況に関する自己点検および評価の結果については、ホームページの「法科大学院の概要」欄中の「理念・目的に基づく運営評価」において、過去のすべてのものが公表されている。【解釈指針 11-2-1-1】

ホームページにおける「法科大学院の概要」欄中の「教員紹介」において、教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す情報が公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す情報が開示されている。【解釈指針 11-2-1-2】

また、信州大学法科大学院は、次のとおり、情報提供の内容および方法について不断の改善を図っている。

第一に、タイムリーな情報提供に努めている。とりわけ、入学者選抜試験や教員の異動、講演会の開催等に関する情報については、決定事項や実施内容を迅速に外部に提供

するための手段として、ホームページにおける新着情報の掲載という伝達手段を活用している。

第二に、法科大学院内の各活動分野における提供情報の充実に努めている。入学者選抜試験に関して、説明会の日程や過去の入試問題、パンフレットの内容等を掲載しているほか、入学者選抜試験およびカリキュラムについて、Q&Aのページを設け、これまで外部から照会のあった基本的な質問事項に対して回答を作成・掲載し、ホームページ閲覧者の参考に供している。また、閲覧者が学生募集要項を請求できるページを設け、入学希望者の便を図っている。さらに、キャンパス・ライフサポートというページを設け、法科大学院生が学生生活を営むに当たって必要な住居、生活環境面の情報も提供している。

第三に、学生の対談等をとおして、法科大学院教育の役割や具体的な講義等のイメージを提供したり、法科大学院自習室棟の内部の写真を掲載し、学習環境にかかる情報を視覚的にも伝達するなど、情報伝達の方法にも工夫をしている。

《後記URL「法科大学院概要」「教育・カリキュラム」「入試・入学案内」「施設・設備・学習サポート」「教員紹介」「理念・目的に基づく運営評価」》

「法科大学院概要」（信州大学法科大学院ホームページ内）

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/organi.html>

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

「教育・カリキュラム」（信州大学法科大学院ホームページ内）

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/lecture_menu.html

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

「入試・入学案内」（信州大学法科大学院ホームページ内）

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/exam_1.html

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

「施設・設備・学習サポート」（信州大学法科大学院ホームページ内）

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/support.html>

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

「教員紹介」（信州大学法科大学院ホームページ内）

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/faculty_1.html

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

「理念・目的に基づく運営評価」（信州大学法科大学院ホームページ内）

http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/law/philosophy_2.html

（トップページを印刷したもの＝別添資料29：ホームページ画面）

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

信州大学法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書（シラバスおよび学生便覧等、入学者選抜にかかる入学試験問題および個人情報記載の資料、法科大学院のパンフレットその他入試関連の媒体・資料、教育活動・学生支援にかかる管理運営に必要な書類・資料等）ならびに自己点検および評価の結果に関する文章等については、法科大学院グループにおいて、求めに応じてすみやかに提出できるような状態で保管されている。また、これらの資料および情報が適切な方法で保管されているか否かについて、認証評価担当委員会および法科大学院グループの要請により各教員において適宜確認しているほか、法科大学院グループ自らが調査するとともに必要な情報収集を行っている。

試験の答案やレポート等の保管については、専任教員は各自の研究室において、非常勤教員は法科大学院グループにおいて、求めに応じてすみやかに提出できるような状態で保管している。この点は、教授会終了後に適時実施される教員研修会などにおいて、繰り返し周知徹底を図っている。

認証評価の際に用いられた情報については、上記の保管状況に準じ、運用により、評価を受けた年から5年間保管することとしている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】《別添資料 4 5：国立大学法人信州大学法人文書管理規則》

2 特長及び課題等

特長として、次の点をあげることができる。

第1に、これまでに実施した自己点検および外部評価においては、すべて、適正との評価を受けている。基準11-1-1に関してすでに言及したように、信州大学法科大学院は、認証評価担当委員会を中心に学生委員会および入試委員会などが連携・協力しつつ不断の自己点検および評価を実施しており、平成19年度に法科大学院外部評価委員会による外部評価を受け、さらに、平成21年度に実施された独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価において、「信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に達している」との評価を得た。その後平成24年度に実施した自己点検および外部評価においても、自己点検・評価報告書の内容は適正であると評価されている。

第2に、基準11-2-1に関して言及したように、上記の自己点検および評価に係る情報および教員の最近の教育上又は研究上の業績、専任教員の専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献に係る情報等はホームページにおいて適切に公表されている。近年、近隣の各自治体における審議会・審査会などでは、とりわけ法律専門家の知識や判断力を必要としており、信州大学法科大学院ではそういった期待・要望に可能な限り応じようという姿勢で臨んでいる。

課題としては以下の点がある。

平成24年度自己点検・評価報告書に関する外部評価報告書において「充実した体制づくりがなされているにもかかわらず、司法試験の合格者が低い状況についてその原因を追究し、更なる真摯な改善努力をすることが求められる」とのコメントがなされており、信州大学法科大学院では継続的に教育方法および内容改善の努力を行っている。この努力を結果につなげるべく、引き続き尽力したい。

法科大学院認証評価 自己評価書
別添資料一覧

資料No	資料名
別添資料1	パンフレット
別添資料2	学生募集要項
別添資料3	シラバス
別添資料4	学生便覧
別添資料5	評価別一覧表
別添資料6	時間割
別添資料7	長野県弁護士会ロースクールバックアップ委員会チラシ
別添資料8	進路強化委員会報告書
別添資料9	「法情報調査」配付資料
別添資料10	講義日程予定表
別添資料11	ロークリニックにおける協定書, ロークリニック受講学生規則, 誓約書, 受入弁護士事務所一覧
別添資料12	学習支援システム(TKC)画面
別添資料13	成績評価不服申立書
別添資料14	解答用紙
別添資料15	法律専門科目試験
別添資料16	ファカルティ・ディベロップメントの実施状況
別添資料17	講義評価アンケート様式および集計結果
別添資料18	委員会等組織図, 委員会担当事項
別添資料19	外部評価報告書
別添資料20	平成24年度の自己点検・評価の結果報告に関する教授会資料
別添資料21	合格者の適性試験最低点・平均点
別添資料22	面接シート
別添資料23	入学予定者の皆様へ
別添資料24	入学前講座のご案内
別添資料25	名簿
別添資料26	平成26年度予算配分について、平成26年度戦略的経費の決定について
別添資料27	21年度実施法科大学院認証評価報告書(平成22年3月・独立行政法人大学評価・学位授与機構)(抜粋)
別添資料28	信州大学法科大学院自己点検・評価報告書《平成24年度》(抜粋)
別添資料29	ホームページ画面
別添資料30	信州大学学術研究院会議規程
別添資料31	信州大学学術研究院社会科学系教授会議規程
別添資料32	信州大学学術研究院社会科学系教授会議教員グループ会議内規
別添資料33	信州大学教員選考基準
別添資料34	信州大学教員選考手続/同申合せ
別添資料35	信州大学特任教員規程
別添資料36	信州大学大学院法曹法務研究科教員人事内規
別添資料37	信州大学大学院法曹法務研究科教員採用及び昇進基準
別添資料38	信州大学大学院法曹法務研究科非常勤講師選考内規
別添資料39	信州大学大学院学則
別添資料40	信州大学大学院法曹法務研究科規程
別添資料41	信州大学大学院法曹法務研究科教員教授会規程
別添資料42	信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規
別添資料43	信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規
別添資料44	修了生チューターに関する内規
別添資料45	国立大学法人信州大学法人文書管理規則